

平成27年度 第6回

新宿区情報公開・個人情報保護審議会会議録

平成27年11月4日（水）

新宿区 区長室 区政情報課

午後 2時00分開会

【会長】ただいまより平成27年度第6回新宿区情報公開・個人情報保護審議会を開会いたします。よろしくお願いいたします。

それでは、議事に入る前に、本日の資料について事務局から確認をしていただきます。どうぞ。

【区政情報課長】お忙しいところお集まりいただきまして、ありがとうございます。

それでは、皆様、事前に郵送でお送りをさせていただきました資料34から44までの資料でございます。

大変恐縮でございますけれども、本日、机上に追加と差しかえの資料をご用意をさせていただきました。まず、34の資料につきましてですが、3ページ目が欠落してございました。大変申し訳ございませんでした。3ページの資料を追加で配付をさせていただきました。

それから、資料の間になりますけれども、資料34、参考資料ということで、東京都の条例に基づき、区が取り扱うべき個人番号を運用上使う事務、東京都の条例に指定されておりまして、新宿区の事務処理特例の関係で区が行うといった規定になっております事務5つの資料を、1枚おつけしてございますので、34につきましては2点、資料が追加で配付をさせていただいております。

それから、35の資料につきましては、実は急遽、1件対象の評価すべき事務があらわれてまいりまして、その部分を追加した形で全部作り直しをさせていただきました。35につきましては一式差しかえということでお願いをいたします。

それから、38の資料につきましては、資料38-2の1枚を差しかえとして、本日、机上で配付をさせていただいております。

まず、本日机上配付分の資料につきまして不足等ございましたら、お申しつけくださればお持ちいたします。いかがでしょうか。

よろしければ、今日は、資料34から資料44までお配りしている11件、資料配付をさせていただいております。資料35には1と2、それから資料37には同じく1と2、資料38には1から3まで、資料43には1と2の別添資料がそれぞれ添付をさせていただいております。

資料全体につきましては以上でございます。

それと、本日お配りしてございます議事、ご覧いただきますとおり11件ということで非常に多くなってございます。平均、今年大体6件から7件の案件の対応といった形でございまして、時間内になかなか難しい状況もあろうかと思っております。

実は、資料40から資料42までは、前回ご報告をさせていただきました全項目評価書でございまして、これについては、パブリックコメントそれから第三者点検に伴いまして修正がございました点を今回ご報告をさせていただくといった状況になってございまして、順序を後ろのほうに置かせていただきました。審議の状況によりましては、先ほどちょっと会長ともご相談をさせていただいておりますが、入り切らない場合、提出期限が別途決まっております関係で、一度ご説明をさせていただいておりますので資料のほうをご覧いただきまして、改めてご報告は次回といったことも含めて、今日、対応のほうを皆様の中でお決めいただければというふうに思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

以上です。

【会 長】資料について、何かわからないことございますでしょうか。

それでは、次第に沿って議事を進行してまいります。本日は議題も多いので、説明される方それから質問者、回答者、全員でできるだけ時間の節約にご協力いただきたいと思います。

それでは、まず資料34「新宿区における個人番号利用事務及び庁内連携・他機関連携情報項目について」であります。

その前に、次第のほうでは資料34は報告だけということになっており、それから、34の資料では諮問だけというふうに1枚目がなっておりますけれども、これは本日は諮問と報告の2つの事項があるそうです。それを今から説明者の方がご説明になると思いますので、いずれにしても議題としては、諮問事項と報告事項の2件、これで上程するということになります。

よろしく願いします。

【特命担当副参事】まず初めに、資料34をご覧いただきたいと思います。「新宿区における個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の改正について」、こちらは諮問事項ということをお願いしたいと思っております。

その続きの「区における個人番号利用事務及び庁内連携・他機関連携情報項目について」は、こちら事前報告ということをお願いしたいと思っております。

まず、資料をめくっていただきまして2ページ目に、1、「新宿区における個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の改正について」というようなところでございます。前回の本審議会で付議をさせていただきました、区における個人番号利用条例につきましては、審議会でのご審議の後、第3回定例会に上程をいたしまして議決をいただいたところです。

今回の改正なんですけれども、東京都のほうで都の事務において個人番号を利用するための条例、これを制定をしました。これを受けまして区の利用条例を改正するものでございます。

幾つか添付をさせていただいているもののうち、参考資料と書かせていただいている、こういう縦書きの条文と、それから、今日、机上配付をさせていただきました資料34の参考資料をちょっとご覧いただきたいんですけども、これが参考資料でお送りしている縦書きのほうが東京都の条例になります。これは10月14日に公布をされたものなんですけれども、それを2枚ほどめくっていただきますと、真ん中ぐらいに別表1というのが出てまいります。1から7まで事務が載ってございまして、この1番から5番の事務、1は難病の事務から始まって、5番の感染症の事務については、東京都の事務処理特例条例によって事務処理を23区のそれぞれの区が処理を行っている事務になります。それをちょっと見やすくしましたのが、今日、お手元に配らせていただいたものになりまして、5つの事務がこれに該当します。

1つ目が、難病等に罹患した者に対する医療費等の助成。それから、B型、C型ウイルス感染に罹患した者に対する医療費助成。重度心身障害者手当の支給。それから、精神通院医療費の助成。結核患者の医療費の助成。この5つの事務が、今度、東京都の個人番号利用事務として位置づけをされたところでございます。

それを、実際、今現在、区が事務処理を行っております。区が処理をするために、区が保有をしている個人番号利用事務の情報を利用するというような場合には、今後28年1月以降、庁内連携という番号法上の利用に該当してしまいます。そのため、各自治体の利用条例に、その庁内連携できる規定を盛り込むということが必要になってまいりました。それが今回、区の条例を改正する理由となっております。

具体的な改正の内容なんですけど、別紙1というのをつけさせていただいております。新旧対照表になってございます。現行のほうをご覧いただきますと、庁内連携できる事務を定めておりますのが第3条の第2項でございます。

現行では、法別表第1の事務、これはいわゆる法定事務になります。法定事務と別表の右欄、区独自利用事務を処理するために必要な限度で庁内連携できるというような規定になっております。

改正後のほうをご覧いただきたいんですけども、法定事務とそれから区独自利用事務の間に、下線を引かせていただいたところなんですけれども、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例」、これが東京都の条例になるわけですが、これの「別表第1の下欄に掲げる事務」、いわゆる東京都独自利用事務を追加をさせていただいた内容になってございます。

別紙1の2ページ目に、最終形の利用条例の案をつけさせていただいております。

資料34の2ページにお戻りいただきたいんですけども、(3) 施行日については28年1月1日ということで、条例の改正につきましては第4回定例会に上程をする予定となっております。

引き続きまして、今日お配りをした3ページ目に移るわけなんですけれども、続きまして2番目の、区における個人番号利用事務及び庁内連携・他機関連携情報項目についてご報告いたします。

「新宿区における個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例」に基づきまして、区における個人番号の独自利用事務、それを規則でまず定めてまいりたいと思っております。

また、それとあわせまして番号法の法定事務、それから区独自利用事務、そして先ほどご説明をした都独自利用事務を処理するために、庁内連携それから他機関連携というのを行っていきます。

(1) で、区における個人番号利用事務ということで3つほど挙げさせていただいております。法定事務、これは番号法別表第1で決められたもので、区が取り扱う事務としては42事務ございます。②の区独自利用事務、これは番号法の第9条第2項に基づき自治体が条例及び規則で定めるもので、57の事務を規定をするということにしております。③といたしまして、都独自利用事務、先ほどの都条例で定めた事務のうち事務処理特例条例により区が処理をしている5つの事務になります。

別紙2をご覧くださいと思います。これが、区における個人番号利用事務の一覧となっております。ブルーが法定事務。それから、ピンク色の事務で左側に(区)と表記があるもの、それが区独自利用事務。(都)と書いてあるのが、都の独自利用事務になります。

区の57の独自利用事務の考え方について簡単にご説明をいたしますけれども、区では法定事務に類する事務で、区が条例や規則等に基づき実施している社会保障、災害対策分野のうち、まず1つ目は、法定事務と切り離せない、あるいは切り離すことでサービス低下となるような事務、一体的に管理をしている事務、それからもう1つは、個人番号を利用することで可能な限り添付書類の提出を不要とできる事務、区民の利便性の向上につながる事務、これを精査をいたしまして個人番号を利用することといたしました。

この別紙2の表中に、右側から2番目に「独自利用の事由」という欄を設けさせていただきまして、ピンク色の区独自利用事務の箇所には丸数字を打ってございます。

この別紙2の5ページ目をご覧くださいんですけども、今回、区独自利用事務の対象とした事由を、①から⑥まで事由を振ってございまして、それぞれ該当する丸数字を事務の横

に入れさせていただいているところでございます。

それから（２）、庁内連携・他機関連携をする情報の範囲についてご報告をさせていただきます。

これまで区の中で情報を利用する場合、目的外利用として位置づけられておりました区役所内の情報利用については、今後は区の利用条例に基づいて、区長部局の中では庁内連携として目的内利用、それから区と例えば教育委員会との間の利用は他機関連携による提供ということで情報の利用は可能となるということになります。ただ、区では個人情報の保護、それから特定個人情報の適正の確保の観点から、条例で全て利用ができるという形ではなく、一つ一つ記録表を作成をして区民の閲覧に供するというような取扱いをしたいというふうに思っております。それを利用する前に本審議会に事前に報告をするというような手順を今後していきたいというふうに考えております。

それぞれの事務ごとに、連携記録表を持っている保有課ごとに全てつくって集約をさせていただきます。今回は、それを一覧形式にしたものが、別紙３の一覧表になってございます。一番最初の災害対策基本法から始まりまして、最後の教育委員会の事務まで、全て記録表をつくって一覧にしたものでございます。

番号制度導入により今回新たに庁内連携を開始する事務というのは、別紙３の20ページ、ご覧いただきたいんですけども、20ページにございます公営住宅法に基づく区営住宅の手続き、その下の区独自利用の区営住宅、それから事業住宅、それから特定優良賃貸住宅の手続き、それから区民住宅、特定住宅と。この住宅管理の事務については、今回新規に庁内連携を始めた事務でございまして、それ以外の事務については、庁内での利用というのは目的外という形で審議会にお諮りをしたり、あるいは法定に規定があるという根拠、あるいは本人同意によって既にもう庁内での利用をしているものでございます。ですので、今回は、この住宅の事務の庁内連携の内容についてだけ簡単にご説明をさせていただきたいと思っております。

20ページの住宅管理事務につきましてですけども、それぞれ住民票関係情報ですとか、住民税情報、それから生活保護情報、それから障害者の手帳の情報というのが、利用する情報の項目としてございます。これは、住宅管理条例の7条に区営住宅の使用をする資格の要件がございまして、まず一つ、新宿区の区域内に居住をしていることというのが要件になってございます。また、その収入額が一定以下であるというようなことが要件となってございます。そのほかに単身住宅の枠としまして、障害者の単身枠、それから高齢者の単身枠、それから生活保護の単身枠ということで単身枠がある関係上、これらの情報を見るということで担当課からは

報告をいただいているところでございます。

なお、これまで、この全ての事務についてなんですが、本人同意によって情報を利用していた事務については、これまでどおり今後も本人同意を取って情報を利用するというような運用にさせていただきたいというふうに思っております。

資料の34にお戻りいただき、3ページ目ご覧ください。(3)、その他ということで、本日審議会に報告をさせていただいた後、区の独自利用事務については規則で定める予定となっております。

また、今回ご報告を申し上げましたのは庁内での情報の利用になります。今後29年7月から始まる、他自治体と情報連携をするその内容ですとか項目については、中間サーバーに置く項目が確定し次第、また本審議会にご説明をさせていただきたいというふうに思っております。中間サーバーに置く情報については、庁内で利用する情報の項目と異なりまして、個人番号等一切置きませんし、もっと項目も限られてくるというようなことになります。それはまた別途ご報告をさせていただきたいというふうに思っております。

説明は以上です。よろしくお願いたします。

【会 長】質問がある人は、今の資料のどこについて質問するのかを指摘した上でご質問いただきます。

それでは、どうぞご質問ある方、挙手をお願いいたします。

佐藤委員。

【佐藤委員】まず、ご説明のあった3ページの都独自利用事務の5つの事務、これがなぜ利用事務になったのかという、この理由をまずお聞きしたいんですが。

【会 長】ご説明ください。

【特命担当副参事】この5つの利用事務については、既にもう区のほうで事務処理特例条例で処理を行っているものになりますけれども、例えば難病の医療費助成につきましては、公費で見る部分がございますけれども、一部負担の患者さんご本人に利用していただく負担金額というものが所得によって上限の金額が変わってくるというようなことで、税情報を確認をするというような事務処理になってございます。

同じように、B型、C型についても自己負担の部分の上限が所得によって変わってまいりますので、それを確認をするために税情報を見るというようなことになります。

また、重度心身障害者の手当の支給に関する事務については、所得の上限がありまして、そもそも上限金額、所得の限度を超えている方については支給がされないというような要件がご

ございますので、税情報を確認をするというようなこととなります。

また、精神通院の医療費、それから結核患者の医療費についても、先ほどと同じように自己負担の上限が月に幾らまでという決められているものが所得に応じて変わってくるというようなことで、庁内の、具体的に言いますと税情報ですとかそういったことを見るということになります。

また、その精神通院医療費については、申請の段階で障害基礎年金を受けているかどうかというような確認で申請をしている関係もありまして年金情報も、国民年金に限ってですけども庁内の連携をしているというようなところから、この個人番号利用情報については条例に規定をする必要が出てまいったというところでございます。

【会 長】 佐藤委員。

【佐藤委員】 この5つの事務について、これまでも区で行ってきたずっと続いてきた事務であって、なぜわざわざ個人番号を付番してまでやる必要があるのかということをお聞きしたいんですが。

【会 長】 ご説明ください。

【特命担当副参事】 これは東京都のほうで独自利用事務として制定をしたものですので、区としての見解ではないんですけれども、東京都のほうからはこの5つの事務については、先ほど申しあげましたように、税情報ですとか、年金情報ですとか、障害者の情報について確認をする必要があると。それで、29年7月から自治体連携が始まりますので、そこで情報の照会が自治体間でできる事務として位置づけることによって都民の利便性が向上するというところで、東京都の条例に位置づけたということでご覧いただけます。

【会 長】 佐藤委員。

【佐藤委員】 ありがとうございます。

私は、これからちょっと意見を述べさせていただきますが、既に法定事務42と区独自利用事務57というふうに利用事務が規定されているわけなんですけど、マイナンバーを付番した事務を極力やっぱり増やさないようにする必要が僕はあると思っています。

前回の審議会でも、先の定例会でも、同じような趣旨の条例に私は反対をしました。その理由は、委託規定に再委託禁止の規定がないことと、情報提供ネットワークと機関ネットワークが接続した状態で、果たして情報漏えいが本当に防止できるのかという2つの理由で反対しましたが、今回の個人番号利用事務を5つさらに増やすということは、やはり情報漏えいの危険のあることから反対をさせていただきます。

以上です。

【会 長】ほかにご質問かご意見ございますでしょうか。

瀬川委員。

【瀬川委員】個人情報というのは大変なこれから運用になると思います。今回、直接審議とは関係ないことですが、一般的に個人情報というのは、正確にいろいろな理由があって届かないんじゃないかというので、それは制度の問題ですが、これからの運用大変だなというのが、私の感想です。

庁内連携をとった連携の情報項目について。初めのほうは、これは東京都庁の関連だと思いますので、私は賛成です。

もう一度、連携ということですが、個人情報が多分、このほとんどのところに結びついて連携する、庁内連携、他機関と連携するというイメージかなとまず思っています。もしこれが間違ったら、訂正いただいて、それぞれ、別紙3は、住宅関連、住民票関連情報とか、生活で利用する情報というのをずっと書いていますよね。

まず一つは、この情報自身がたくさんあるんですけれども、どういうリスクからの観点なのか、ご説明だけお願いします。どういう形態でこの情報があるか、大きな分類でいいんです。例えば紙情報ですね。それがまずどういう種類の情報なのか、紙データ、あるいは紙データと電子データ、あるいは電子データのみとか、いろいろな形態があるので、さっき出た事務として、例えば個人情報と結びついていかれるんじゃないかと思うので、その理解を含めて教えてくださいいただけますか。

【特命担当副参事】まず、庁内連携、他機関連携、先ほどの住宅の事務は今回新規にというふうなお話ししましたけれども、まず1点ご理解いただきたいのは、例えば税情報を介護保険課が見るとかそういった情報の利用というのは、今もう既に区の中で事務処理をする上で行っていたというようなことが1つと。

それから、先ほど電子媒体なのか紙媒体なのかというようなお話ございましたけれども、それぞれ業務システムというのを持っていて、その中で管理している項目をその庁内でのネットワークを通じて見る場合もございますし。例えば、1ページ目に載っているような、真ん中から下のほうの40番から20番、戦没者の云々と書いてございますよね。これについては、もう年に出るか出ないかというような対象者になりますので、紙管理をしておりますので、例えば、この事務を行っております地域福祉課のほうは紙で持っています。それを、住民票の情報を見たいといった場合には、端末を使って住民票の情報を確認をするというような利用の方

法もございますし、庁内のシステム同士が連携をして情報を利用するというような場合もございますので、両方のパターンがあるかと思っております。

【会 長】瀬川委員。

【瀬川委員】今日は、多分そこでいいんですけれども、私の一つ聞きたいのは、都から来ている情報も含めて、個人番号に結びついていくという理解、もちろん全部ではないでしょうけれども、基本、全部個人番号に連結、こちらは紙情報を、こちらから取った個人情報と一緒に合わせて、例えばですけれども紙情報の上にそこに記載して保管するんじゃないかと思うんですよ。ほかのところ、個人番号がついていないところの電子媒体、こちらから個人番号を入れてこちらの電子媒体と合体して、新しいものをつくって、そこに個人番号を振っていくんじゃないかというイメージなんです。

ということは、新しい情報はそこに各々のところにできていくわけです。今度、紙と電子媒体と、新しくできた電子媒体の情報が、もう一つもう何種類ずつ増えていって、その管理を含めて情報の、これ、情報漏えいはこれからの問題なんですけれども、そういうことでの理解でよろしいですか。

【会 長】 ご説明ください。

【特命担当副参事】区の中の管理の大きな方針といたしましては、それぞれの業務システムに個人番号を記録をするということではなくて、個人番号を管理をする団体名宛名等システムというのがございますけれども、ここで個人番号は共通で使うファイルとして見ましょうと。それぞれ、窓口で申請書に個人番号を書いていただくということは、これはその法律で決められてしまっているので書いていただくのはお預かりはするんですけれども、それはそれぞれの業務システムの中に個人番号をまた入れてとかということはないというのが基本の方針でございます。ですので、実際の事務処理には、個人番号を使うということにはございません。

ただ、個人番号を確認をしたり、受け付けた個人番号がちゃんと合っているのかなというようなことを確認をしたりすることで個人番号自体を使いますので、この事務の全体としましては特定個人情報ファイルになるというようなことでございます。

【会 長】瀬川委員。

【瀬川委員】私、今確認したいのは、どっちにしろ個人番号を書いて申請してくださいという資料があるわけ、できるわけです。それをどこかでファイルするわけです。ということは、新しい、例えば誰でもでもいいんですけれども、そこに何か支給するとか何かするときのために個人番号を書いたら、それは新しい個人情報ができ上がりますねという確認をさせていただき

たい。

【会 長】 ご説明ください。

【特命担当副参事】 そうですね。申し訳ありません、そのとおりです。

【会 長】 よろしいですか。

ほかにご質問は。鍋島委員。

【鍋島委員】 この34は報告ですよ。

【会 長】 諮問と報告と2つあるんです。ご説明ください。

【特命担当副参事】 東京都の事務の庁内連携をする、条例化についての諮問でございます。

【会 長】 鍋島委員。

【鍋島委員】 そうですね。前の、今計算したら99は報告ですよ。それから一つ伺いたいの、この99というのは、ここに諮問事項が前に出されて、それで出したので報告になりましたという理解でよろしいわけですね。

【会 長】 ご説明ください。

【特命担当副参事】 前回、利用する前に随時発生の都度、事務とそれから連携をする項目をご説明をさせていただいてから規則に載せるという手順で今後いきたいというお諮りをしました。

【会 長】 鍋島委員。

【鍋島委員】 私は、ここのお聞きしたいのは、99はここでもう諮問が終わっているものですねというのをご確認をしたい。

【会 長】 ご説明ください。

【特命担当副参事】 そうですね、はい。前回、利用条例のご説明と、それから庁内連携をするに当たっての今後の手続についてお諮りをさせていただいたというふうに認識をしてございますので、それはもう終わっていると考えてございます。

【会 長】 どうぞ、鍋島委員。

【鍋島委員】 そうしますと、今後、この5項目のようにつなげたいものについては、この諮問事項ということで全部出されるということですね。

【会 長】 ご説明ください。

【特命担当副参事】 諮問といいますか、大きな個人情報の運用に関することについては諮問をさせていただくということで、今回、条例の改正のようなものについては当然させていただきたいと思っております。事務が追加をする、例えば新しい事務が発生して庁内連携をするというようなときには、事前報告ということで、利用する前にご報告をするというような手順を踏

みたいというふうに思っております。

【会 長】鍋島委員。

【鍋島委員】事前報告ですから、ここの諮問はないわけですね。報告だけになるわけですか。

【会 長】ご説明ください。

【区政情報課長】はい、そのとおりです。

【会 長】どうぞ、鍋島委員。

【鍋島委員】ここは、一つ一つ間違いないように諮問されて承認していましたよね。そうすると、ここの役割は個人番号の関連については報告だけをお聞きするということになるのでしょうか。

【会 長】ご説明ください。

【区政情報課】今回の庁内連携、他機関連携の利用の部分につきましては、従来のこちらで事前報告をさせていただいておりました目的外利用に当たるものでございます。したがって、今後、その部分の事務が増えるということだと、従来どおり目的外利用と同じ取扱いで事前報告をさせていただいております。

今回、条例改正ございましたのは、新たな制度、仕組みとしてこういうものを加えますよといった大きな変革がある場合は、これは諮問事項に該当いたしますので、今回たまたまそれが同じ時期に2つ発生したといったことで、諮問と報告と合わせてさせていただきました。

今の鍋島委員がおっしゃっている新しい事務が発生して、情報項目をご確認いただく作業については、今後、事前報告といった形でこの審議会のほうにお諮りをさせていただきたい、こういう話でございます。

【会 長】鍋島委員。どうぞ。

【鍋島委員】なるべく諮問をお願いしたいと思います。

【会 長】それでは、林委員。

【林委員】今、個人情報に関しての特定個人情報と紙データの話が質問も出ていましたけれども、ここのところについては、余り今のところは断言というか断定できない部分があって、9月3日、それから6日に個人情報保護法が歴史的な部分を含めて改定されていますけれども、施行令が大体、今着手、国がやっていないんですよ。消費者庁のほうもやらないように言っていて、着手、今のところしていないんだけれども、大体2年以内ぐらいに施行令が出るだろうと。

この施行令で見ると、今の我々が論じているここについては、かなりの部分が、大きく変わ

りますので、紙データのものについても要するに適用除外はないという形で国のほうは、今度、安全委員会がご存じのようにできますので、そのメンバーの話を聞きますと、全部それはもう含めるという形で。日本だけだそうですけれども、こういう法律でできて、ある部分について適用除外があったという法律は余りないそうなんです。ですから、これは全部適用にしようということで見直しをしますから、相当のものが津々浦々の部分が変わってくるんです。

その中に紙データベースについても当然含めるということで、データベース化していようと紙ベースであろうがとにかく含めるという形のものになって、これが全て撤廃されますから、ご存じのように。全てですから、これは大変なあれだなということで。マイナンバーとはちょっと違うんですけれども、一応お互いが影響し合っこのうふうに変わってしまっていて、要するに施行令で2年以内でということなので、恐らくこの審議会にまたかかるんじゃないですか。終わります。

【会 長】今の参考意見として聞いていいですか。

ほかにご質問どうぞ。伊藤委員。

【伊藤委員】ちょっと根本的な話をお伺いしたいんですけれども。これは都からの話とかいろいろ絡んでいると思うんですけれども、反対の方もいらっしゃるんです。こういうものが否定されて、4定もあるんですが、仮にだめですよとなった場合のシナリオというのはどうなっているんですか。

【会 長】説明してください。

【特命担当副参事】番号制度上、特定個人情報の利用を法令等で決められているものに限ることになっていきますので、もし庁内連携ができないというふうになりますと、今まで画面で確認をして済んでいたところが、必ず住民票の写しを持ってきてくださいとか、あるいは課税証明を持ってきてくださいということで、現行のサービス水準が下がってしまうのかなというふうには考えております。

【会 長】伊藤委員。

【伊藤委員】ということは、これが入らないことで、例えばですけれども行政サービスが受けられなくなったりとか、そういった問題というのは発生する可能性があるということですか、通らなかった場合は。

【会 長】どうぞ、特命担当副参事。

【特命担当副参事】受けられないということはないと思うんですけれども、その辺の確認に、現状も行っているような画面での確認ということではなく、ご本人に書類を持ってきていただ

くというような手続になるということで、ご不便をかけるというようなことにはなるかと思えます。

【会 長】伊藤委員。

【伊藤委員】ありがとうございます。

あともう一点だけなんですけれども、仮にちょっと問題があったということになって、システムの改修とかが必要になることもあると思うんですけれども、この場合以外にもシステムを改修したりとか、そういった意見をやる機会というのは常時あったりするんですか。

【会 長】はい、ご説明どうぞ。

【特命担当副参事】今のご質問は、業務をするに当たってのシステム改修ということで言いますと、区のほうで計画を立ててシステム改修というのを各課のほうから情報政策課のほうに上げて、最終的にその必要性を吟味をして予算の費用対効果とかというのでも検証した上で可否決定を出してシステム改修というような、そういうスケジュールになってございますので、はい、毎年そういうのはございます。

【会 長】よろしいですか。

ほかにご質問。はい、林議員。

【林委員】今の質問ですけれども、私もちょっと疑問に思うんですけれども、何で出さなきゃいけないんだとそれで行政のほうに言った場合に、それでサービスが受けられない、拒絶することはないと思うんですけれども。ただ、今後も先ほど言いましたように、実際に施行令が出てきてそれを勉強しないと何とも言えないんですけども、現行では黙示の同意というのをご存じだと思うんですけれども、あの黙示の同意というのをどこまでするんでしょうかね。要するに、最初のところで同意書を取っている、契約書を取っているということになってくると、流出した形では、一々その度に取りなくてもいいですよと、黙示の同意という言葉があれば非常に影響出てくるんですけれども、現行はそれが生きていますからね。

【会 長】はい、ご説明ください。

【特命担当副参事】今の同意ということは、ご本人同意のお話でしょうか。

【会 長】林委員。

【林委員】そうです。

【会 長】ご説明ください。

【特命担当副参事】番号制度上は、特定個人情報については本人同意で利用するということが今後認められなくなりますので、28年1月以降は。

【会 長】林委員。

【林委員】認められなくなる。

【会 長】ご説明ください。

【特命担当副参事】本人同意だけでは。どこにも根拠がないと、例えば法令ですとか、それから各自治体の条例にないと、本人同意だけで提供ですとか利用ができないというようなことになってございますので、何らかの根拠があるというふうに考えております。

【会 長】他にご質問かご意見、ご意見は反対意見も出ていますので、ご意見のある方もぜひどうぞお願いします。

それでは、採決をしますけれども、佐藤委員の反対のご意見は、条例改正、これは諮問事項なんですけれども反対だろうということは、ちょっと趣旨としてはわかるんですけれども、庁内連携と他機関連携の問題についても反対ということでお聞きすればいいんですか。

【佐藤委員】諮問のものについて反対で、報告事項については了承です。。

【会 長】了承します。ああ、そういう意味ですね。

それでは、一つずつ皆さんに意見をお聞きしますけれども、条例改正のほうについてはこれは諮問事項ですので賛否を問わないといけないので、賛成の方、今、佐藤委員はわかりましたが、ほかに反対の方はいらっしゃいますか。

そうでなければ、賛成多数ということで、今日は、欠席の方もいらっしゃるので、賛成多数で承認したということにいたします、諮問事項はですよ。

報告事項について、何か反対の意見ございますでしょうか。

それでは、反対の方はいらっしゃらないので、これは了承ということでこの件は終わりたいと思います。よろしゅうございますか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

【会 長】では、そういうことで本件は終了いたします。ご苦労さまでした。

次、資料35ですね。「社会保障・税番号制度の導入に伴う特定個人情報保護評価の実施結果について」であります。

それでは、説明をお願いいたします。どうぞ。

【特命担当副参事】続きまして、社会保障・税番号制度の導入に伴う特定個人情報保護評価の実施結果についてご報告いたします。

右肩に11月4日配付というふうに黄色いマーカーをしてあるものが、資料になります。

1ページめくっていただきまして資料の本文になります。今回、番号法の法定事務、それか

ら区独自利用事務、都独自利用事務について、番号法に基づきまして特定個人情報の保護評価を実施いたしました。国の特定個人情報保護委員会に提出する前に本審議会に報告をさせていただきます。

1番の、今回実施をした基礎項目評価の内訳になってございます。今回実施した基礎項目については、法定事務で17件、それから区独自利用事務で13件、都独自利用事務ではゼロ件、計30件の評価書でございます。

法定事務のうち、全項目評価を実施した税、国保、年金については、本日独立した案件として上がってきているもので、担当課長よりのご説明です。また、後期高齢医療事務についての基礎項目評価については、既に6月に審議会にご報告をしております、既に国に提出済みとなっております。それ以外の事務については、特定個人情報保護評価に関する規則に基づきまして、対象者が1,000人未満の事務ということで、区の保護評価に関する要綱に基づきまして、特定個人情報の保護評価は実施をしないということで、今回30件のご報告というふうになってございます。

資料35-1、それが実施結果の一覧となっております、資料35-2が評価書になります。この基礎項目評価についてなんですけれども、特定個人情報ファイルを取り扱う事務の概要、それから保有しようとする特定個人情報ファイルの名称など、関連情報を記載するとともに、その事務に係る特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスク、それを軽減するための適切な措置を講じていることを、それぞれの担当業務の所管課が確認をした上で申請をしているというような形式になってございまして、全項目評価と比べますと大分項目としては少ない評価書になってございますが、これが一番基本的な評価書になります。

各評価書、ちょっと簡単にご説明を申し上げます。

まず、3ページをご覧くださいまして、障害者手帳の事務でございます。これは法定事務になります。身体障害者手帳の交付申請ですとか受理の事務になります。実際の審査の決定の事務については東京都の事務になりますので、新宿区では申請の受理ですとか手帳の交付の事務だけを行ってございます。特定個人情報を取り扱う事務といたしましては、手帳の申請、交付、それから転出入時の本人確認時に照会をするということで書いてございます。関連するシステムについては記載のとおりでございます。

先ほど申し上げましたように、審査については東京都が行いますので、29年7月からの情報提供ネットワークシステムによる情報連携については実施をしない予定となっております。

7ページをお開きください。心身障害者の福祉手当、これは区独自利用事務になってござい

ます。心身に重度の障害のある者に福祉手当を支給する、そういう事務でございます。特定個人情報を取り扱う事務については、先ほども申し上げましたけれども、手当の支給の要件に所得制限がございますので、本人、配偶者等の所得情報を照会をする事務で使われていただくということでございます。関連するシステムの名称は記載のとおりでございます。情報提供ネットワークシステムによる情報連携は実施する予定となっております。

11ページをご覧ください。障害福祉サービス、これは法定事務になります。障害者の日常生活、社会生活を総合的に支援する、いわゆる総合支援法に基づきまして各種の福祉サービスを提供する、ホームケアヘルプですとか訓練等のサービスを給付する事務になってございます。特定個人情報を取り扱う事務については負担能力、本人の負担の額を認定するために本人あるいは配偶者等の所得情報を照会するときに、特定個人情報を取り扱うというような事務になってございます。情報提供ネットワークシステムによる情報連携については実施する予定となっております。

15ページをお開きください。障害者の地域生活支援サービス、これは区独自利用事務でございます。これは支援法に基づき自治体のほうで独自に定めることができる事業、具体的には移動支援、日中一時支援、それから日常生活用具のサービスの提供の事務でございます。同じく、負担能力を認定するため所得情報を照会するというような事務に特定個人情報を使わせていただきます。ネットワークシステムによる情報連携は実施する予定でございます。

19ページ、お開きください。

【会長】これは大体でいいんですけれども、100ページ以上ですね。今のは全部障害者のものばかり続いているんで、ほかの項目の説明もしてくれますか。

【特命担当副参事】それでは、対象者が多いようなもので言いますと、21ページ、22ページをお開きいただきまして、介護保険に関する事務でございます。これは法定事務になりますけれども、対象者といたしましては9万3,000人ぐらいを対象としている事務でございます。介護保険法に基づき要介護認定ですとか、それから保険給付、保険料の算定等に特定個人情報を使用すると、取り扱う事務となっております。情報提供ネットワークシステムによる情報連携は実施する予定となっております。

それから、少し飛びまして65ページをお開きください。児童手当に関する事務、こちらも法定事務になってございます。対象者といたしましては2万2,000人程度でございます。児童手当法に基づきまして、受給者それから児童等の資格管理、それから支払いに関する申請、届出の受付を行っている事務でございます。特定個人情報ファイルについては、その申請、届出の受

付に使用する内容となっております。情報提供ネットワークシステムによる情報連携については実施をする予定でございます。

それから、同じく子ども関係なんですが、69ページお開きください。これも法定事務になりますが、子どものための教育・保育給付及び保育所等の利用調整に関する事務、これは保育園、それから子ども園等の事務になりますけれども、対象者としましては5,000人強でございます。子ども・子育て支援法に基づきまして、就学前児童の保育の給付を行う事務でございまして、支給認定事務、それから保育料の決定事務、それから保育所の利用調整関係事務を特定個人情報を取り扱う事務として記載させていただいております。情報提供ネットワークシステムによる情報連携については実施する予定となっております。

それから、109ページお開きください。高齢住宅、それから区単独事業に基づく住宅、区民住宅、特定住宅、事業住宅の管理ということで、先ほど新たに庁内連携を始める事務ということで説明をさせていただいた住宅管理の事務でございまして、法定事務が公営住宅法に基づくもの、それ以外は区独自利用事務のものでございます。それぞれの住宅の入居者の管理におきまして、申請時の資格審査、それから家賃を決定する際の審査等々に特定個人情報ファイルを取り扱うということの記載になってございます。情報提供ネットワークシステムによる情報連携については実施する予定となっております。

それから、一番最後の115ページ、117ページのところなんですけれども、障害者福祉タクシー事業、これ区独自利用事務でございます。外出の利便を図るため、歩行困難な肢体不自由者に対してタクシー利用券等を交付する事務でございまして、タクシー利用券、それから車椅子券、ストレッチャー券の交付をするものでございます。これについては、下のこの事務の概要の最後に書いてありますが、この事務は特定個人情報を一切利用しないんですけれども、法定事務と同一の申請書で申請を受け付けている事務でございまして、そのため独自利用事務として位置づけたことがございます。そのため、情報提供ネットワークシステムによる情報連携についても、一切実施をしないというような予定となっております。

すみません、少しかいつまんで説明をさせていただきましたが、以上30件、基礎項目評価書を作成をいたしまして、この審議会報告の後、国のほうに提出をさせていただきたいと考えてございます。よろしく願いいたします。

【会 長】林委員、どうぞ。

【林委員】この2ページに、今後の法律の関係とした、必ず個人情報保護委員会というのが新しく申請されていまして、そこに出す前にこの審議会へ報告するというんですけれども、

私、さっぱりわからないんです。何をどういうふうに報告されて、短い時間の中で、そのためにもう言うとおりにやってくださいよというふうにとれていたんですけども、118ページのものを、会長おっしゃるとおりで、今とにかく終わらせないと、これだけまだあるわけですから。

【会長】わかりました。具体的質問、これのどこがわからないかを質問して。審議が進まないから。

【林委員】それで、その中で私、1つ教えていただきたいのは、この2ページのところに、対象者数が1,000人未満の事務については、特定個人情報保護評価を実施しないとあるんですけども、これが何で1,000人だったかなというのを教えてください。

それから、その(1)で「しきい値判断」とありますよね。これは、どういう意味なのか、ちょっと教えていただけますか。

それから、本審議会へ報告しておいて個人情報保護法委員会は、何をどういうふうに報告されるのか、十分な審議が行われるかどうかと。今の状態だったらこれ審議になっていませんから。以上です。

【会長】説明してください。

【特命担当副参事】国のほうで、特定個人情報保護評価に関する規則というのが出されてございまして、その中にこの特定個人情報保護評価の手順というのが決められてございます。それに沿って、各自治体それから区なんかは実施をするわけなんですけれども、その中に、対象者数が1,000人未満の事務については実施の義務がないということで示されてございます。

昨年、本審議会にもお諮りをさせていただきましたけれども、新宿区における特定個人情報保護評価の手順を定める要綱に沿って実施をしているところなんですけれども、基本的には基礎項目評価、あるいは全項目評価については、提出の前にこちらの審議会にお諮りをすると。それ以外については実施をしないということで手順を確認させていただいているところです。

それから、「しきい値判断」についてなんですけれども、この評価書の巻末に参考資料でつけさせていただいているところなんですけれども、こういったカラーの横の資料がございまして。これは国から示されているものなんですけど、特定個人情報保護評価の実施の手続において、必ず「しきい値判断」というのを行うことになってございます。対象者数、それから取り扱う、うちの区で言いますと職員の数、それによって下の基礎項目評価になるのか、それから基礎項目評価たす重点項目評価になるのか、一番評価の内容が細かく詳細なものである全項目評価になるのかということで分かれてございます。で、1,000人未満のものについては実施が義務づ

けられないということで、対象外となつてございます。

今回ご報告をしたのは、このフローで言いますとブルーのもの、基礎項目評価に当たるものについて30件ご報告をするということになってございます。

具体的には、1,000人以上1万人未満の場合と、1万人以上であっても10万人未満で、かつ取り扱う職員が500人以下、それから事故がなければ基礎項目評価でいいということになってございます。それを超えてしまいますと、重点項目評価それから全項目評価になるわけなんです。新宿区の場合は、重点項目評価に当たったものについても重く受けとめて全項目評価を実施をするというような取扱いで手順のほうを決めさせていただいているところでございます。

【区政情報課長】資料の送付の遅れにつきましては、誠に申し訳ございません。今回、項目が多いというのも事前にわかっておりましたので、1週間前の送達を目標として事務のほう進めていたところですが、直前にいろいろ差しかえがあったほかに、これ言いわけになりますが、もう一方で個人情報保護審査会の異議申し立て等々がここ立て続けに上がってきたということで、ちょっと立て込みまして資料のほうの作成が遅れてしまいました。本来であれば、林委員おっしゃるとおり1週間程度前にはお配りをして一読いただいてから今日審議を迎える、こういう手順にしなければならないところでした。誠に申し訳ございません。

【林委員】よくわかりました。

【会 長】何かある方は質問してください。

では、瀬川委員どうぞ。

【瀬川委員】先ほどでも冒頭で、特命という表現をされたと思うんですけれども、これ紙ベースでは、担当課が総合政策部企画政策課となっているんですけれども、まずその特命というのはどういう、この中の多分特命のチームが組んでおられるのかなど。

そして、この個人情報をリスク管理するという意味において。特命のチームというのは何人ぐらいいて、ここに書いてある企画政策課の中でどういう位置づけになっておられるかというのをまず、ちょっとそれだけ聞かせてください。

【会 長】ご説明してください。

【特命担当副参事】先ほど、特命と申しあげましたのは、私の役職といたしまして総合政策部の特命担当の副参事をしておりまして、特命と申しあげました。

新宿区において、この社会保障税番号制度の導入に向けての体制なんですけれども、所管といたしましては、総合政策部企画政策課の中の特命事項にこのマイナンバー制度の円滑な導入という事務がございまして。その担当は私とそれから主査の者と2名で行っているところなん

ですけれども、当然それは2名でやっているわけではなくて、全庁的にございますけれども情報化戦略本部会議というのがございまして、その下にシステム分科会というのを設置をして、それぞれのワーキンググループを設けまして、区全体でこのマイナンバー制度の導入に向けてワーキングチームを組みながら、事務処理といいますか作業を進めているというような体制でございます。

【会 長】はい、瀬川委員。

【瀬川委員】大体雰囲気わかったんですけども、これ、資料をまとめるだけで間違っていないかと、そういうチェックするだけでも大変なことです、質問は、特命担当、ミッションは何ですか。

【会 長】はい、ご説明してください。

【特命担当副参事】まずは、この番号法制度、新しく始まる制度ですので、区民の方への制度周知ですとか、それから、この間に何回かお諮りしております区における個人番号の利用事務の精査を行って、それから条例に規定をするというような条例整備の話です。それから、全体調整的に区として、例えば職員の研修ですとか、それから申請用紙に今後マイナンバーを書いていただくような事務が発生してまいりますのでその辺の全体調整というのを、この企画政策課の中の特命事項としては取り扱っているところです。

それ以外に、戸籍住民課のほうは個人番号の通知ですとか、それから個人情報の保護については区政情報課ということで、関連をとりながら進めているというようなところでございます。

【会 長】瀬川委員。

【瀬川委員】課長が特命の担当になられたりして、これは私の個人的な意見ですが、要するに2人で大変ですねと、これだけのカバーを全部間違いなく、それでいろいろなものを調整されるのは大変だなというのが、よく頑張ってくださいとしかないと。ちょっと私としては人数不足じゃないかなと。

【会 長】基本的なことについて、今、何十も並んでいる特定個人情報ファイルというのは、要するに個人番号を入れたファイルですね。これに似たような、個人番号のないようなものはもともとあったと思うんですよ、それぞれの担当課に。その今まであったファイルになっているものという、関連は置いといて、それと今度できて個人番号を入れた特定個人情報ファイルとはどのような関連を持っているか。その使い分けとか何かあるんでしょうか、どうなっているのか。それとも、個人番号を入れたものが一つで、あるときは消えて見えないみたい、そういうことをやるんでしょうか、どのようにするんですか。

はい、特命副参事。

【特命担当副参事】 ちょっと参考にお付けした、資料、一番左側に、例えばホスト業務ということで、住基DBとか税務DBとか国保DBとかございます。その下に個別システムで、福祉とか生保とかございます。これが、今会長がお話があった、今までそれぞれの業務で例えば管理をしているシステムですとか、そういったものがこの個別のシステムになります。

個人番号が今後入ってくるわけなんですけれども、真ん中に団体内統合宛名等システムというのがございます。先ほどもちょっと申し上げましたけれども、個人番号をそれぞれの、住民基本台帳には当然入っちゃうんですけれども、個別のシステムに持つのではなくて、この団体内統合宛名等システムの中に個人番号を管理をして、それを随時必要なときに見に行くというような形での運用になってございます。

ですので、その特定個人情報ファイルと言いますと、何か一つのファイルの中に個人番号も入って情報も入ってというようなイメージなんですけれども、特定個人情報ファイルというのはあくまでも概念的なファイルで、個人番号を見に行く団体内統合宛名等システムと、今まで使っていた個別のシステムと、両方合わせて特定個人情報ファイルというふうに呼ぶということで考えていただければと思っております。

【会 長】 要するにここに出先のシステムというかな、個人番号ファイルは要らないで、処理する部分もあるんじゃないかと思って、そういうことも入れながら。だから、そういう個人番号を使わない人は、個人番号を見られないような構造になっているか。個人番号をどうしても必要な、さっき列挙されたように何十か、100ぐらいのものありましたけれども、それについてだけ、誰かがその特定個人情報ファイルに関与できるようにするのか、そこらはどうようになっているんですか。

【特命担当副参事】 今、会長がおっしゃったとおりでございまして、区の中には、今57の独自利用事務、それから法定事務以外にもさまざまな事務がございまして、それについては個人番号は一切使いませんし、見に行ってもいけないということになりますので、会長が今おっしゃったように、その事務を扱っている係についてはこの団体内統合宛名等システムにはアクセスはできません。アクセス権限も与えないというようなことを、課レベルではなくて係レベルまで落としてそういった制御をすることになってございますので、本当に使う事務だけ、この真ん中の団体内統合宛名等システムにアクセスができるというような、そういった制御を徹底してかけていく予定になってございます。

【会 長】 そういうことは、またいつか説明があるんですね。

はい、どうぞ。

【特命担当副参事】先ほども少し申し上げましたけれども、また別の機会に、今度は中間サーバーに置く、今34で説明したのは庁内の情報なので、ある程度情報が多いんですけども、今後、その中間サーバーに置く情報は何なのかですとか、そういった仕組みについては、また別途項目が固まり次第ご報告をしたいというふうに考えてございます。

【会 長】では、とりあえずそういうことは抜きにして、ここへ出てきている評価書だけについて、100ぐらいありますけれども、ご質問。

どうぞ、佐藤委員。

【佐藤委員】具体的な話になりますが、7ページのところで、所得制限について先ほども説明があったのですが、ただ、一つ例になって、心身障害者の福祉手当もそうなんですけれども、そうした手当や例えば区営住宅の申込みなんかには所得制限がかかっていますよね。その場合、本人、配偶者の所得状況等照会するとなっているんですが、具体的にどのようにするのか説明をしていただきたいんですが。先ほど、団体内統合宛名等システムの中に、例えば税務課が掌握している所得状況があって、そこをアクセスをして所得を確認するということなんですかね。

【会 長】ご説明ください。

【特命担当副参事】この先ほど見ていただいた参考資料を見ていただければ、少しイメージが付きやすいのかなと思うんですが、左下に利用端末というのがございます。こういうのを個人番号利用事務の所管に置く予定になってございます。

佐藤委員もお話ししたとおりでございまして、この団体内統合宛名等システムをこの端末から、その係の人しかアクセスができない制限、制御はした上で、それを見に行つて情報を入手をするというのが庁内での利用になります。

この先、29年7月以降になりますと、そこから先の例えば他自治体に照会をするというような場合も、この端末を使ってその方の税情報などを見に行けるというような仕組みになってございます。

【会 長】さっきの具体的にたくさんの税情報とか所得を調べるのにという質問だったけれども、それについてはどうですか。

はい、どうぞ。

【特命担当副参事】同じように、例えば扶養されている方のマイナンバーを書き留めて、それを照会するわけなんですけど、もし新宿区にお住まいでなくて、例えば持っていない情報についてはもちろん情報の利用についてはできないと思うんですけども、新宿区と同じ世帯で

あれば情報がその税情報として照会ができますので、この利用端末を使って団体内統合宛名等システムの中での確認というような事務のフローになるかと思います。

【会 長】よろしいですか。佐藤委員。

【佐藤委員】109ページの公営住宅のほう、これ例えば区営住宅なんかも所得制限があるんですが、これはまだ公営住宅のほうには活用はしないんですか、所得等については。

【会 長】はい、ご説明ください。

【特命担当副参事】今回、その番号法によりまして、公営住宅が個人番号利用事務になりました。それに合わせて、法定事務と一体になっている公営法以外の区営住宅ですとか区民住宅についても、今回、区独自利用事務として位置づけをして個人番号利用事務になりましたので、28年1月以降、この団体内統合宛名等システムの情報を見に行けるようなことで今、システムの構築の準備をしようとしているところでございます。

【会 長】佐藤委員。

【佐藤委員】わかりました。結構です。

【会 長】ほかにご質問かご意見ございますか。

はい、鍋島委員。

【鍋島委員】ちょっと教えていただきたいんですが、さっき中間サーバーのことは後でお話しするということでしたけれども、この資料の中に中間サーバーと連結しているのがすごくあるんですね、今。まだこれだけ見ていない。それで、そのときには、このデータに基づくというわけではなくて、何をなされるのか。それとも、そのときにもこれが活用されるのか、教えてください。

【会 長】はい、ご説明ください。

【特命担当副参事】実際に、中間サーバーにおいて他自治体とやりとりをするのが、29年7月以降、その情報提供ネットワークシステムが稼働した以降になります。実際に何の項目を中間サーバーに置いてどのようなやりとりの流れになるのかということが固まり次第、本日はないんですけれども、この審議会のほうにご説明にあがりたいというふうに思っております。

資料も、こういう形ではなくて、もう少しわかりやすいような資料を考えたいとは思っておりますけれども、別の項目が固まり次第ご報告をしたいというふうに考えております。

【会 長】どうぞ、鍋島委員。

【鍋島委員】そうしますと、ここに載っている中間サーバーというのがありますよね。それとの関連はあるのですか、ないのですか。

【会 長】はい、どうぞ、説明してください。

【特命担当副参事】具体的に、この中間サーバーというふうに文言が入っている事務、入っていないものもあります。それは、情報提供ネットワークシステムによる情報連携を実施するものについては、中間サーバーがこの関連するシステム名称の中に入っております。というのは、他自治体との連携の情報提供ネットワークシステムによる情報連携というのは、必ず直接そのシステムからやるのではなく中間サーバーを通じてやることとなりますので、ここのネットワークによる情報連携で実施するものについては、中間サーバーが関連システムの中に入っているというようにご理解いただければと思います。

【会 長】鍋島委員。

【鍋島委員】この資料をお使いになるのですかと聞いているだけです。この資料だけの概略ではなくて、関係を教えてくださいと言っていることです。

【会 長】はい、ご説明ください。

【特命担当副参事】使うというのは、次回の説明のときにということですか。

【会 長】鍋島委員。

【鍋島委員】関連です。中間サーバーの話のときにどうなんですかってことです。

【会 長】ここにいっぱいたくさんありますけれども、一番上が事業の名称、次に事務の概要と書いてある。我々、個人情報ファイルといたら、項目が決まっているという理解なんですよね。こういう事業をするのに、こういう項目を、氏名、住所、生年月日、そういうものの項目が特定個人情報ファイル、例えば障害者手帳の事務にこれだけのものを入れますよといって、我々は普通、そういうものが一つの文章というか、ファイルと言うんですけれども、そのファイルがどう使われるのかなと、そういうイメージならわかりやすいんですけれども、この今の評価書はそういう項目のことが書いていないので、こういう事業をしますよというだけなんです。

そうすると、この事業をするということと、さっきおっしゃったHOST情報とか個別システムとか、それとの関係もこのことではわからないし、中間サーバーの関連もわからない。だから、そういうことはもともと基本的に評価書に項目を書かないというのはどういう意味なのかというのを。

はい、どうぞ。

【特命担当副参事】最初に会長がおっしゃった話で言いますと、通常ファイルというと、何となくそこに項目があってそれが一つのファイルというものが一般的なイメージだと思うんです。

けれども、番号法上の特定個人情報ファイルというのは、先ほどもちょっと、説明が下手で大変恐縮なんです、一つの電子ファイルだけのことでなくて、個人番号を取り扱うシステム、ファイルとかの総称で、全て合わせてその特定個人情報ファイルというふうに言っているものでございます。

ですので、例えば、109ページを今たまたま開いているので申し上げますけれども、システムの名称ということで、住宅管理システムと、それから団体内統合宛名等システム、中間サーバーですけれども、この住宅管理システムというのが今まで既存の住宅の入居者を管理しているシステムになりまして、それには個人番号が入りません。個人番号を使っているのはこの団体内統合宛名等システムのほうになりますので、この両方のシステムを合わせて特定個人情報のファイルというようなのが、概念的なものに番号制度上はなります。

【会 長】それはさっきの説明でわかっていますけれども、全部を持っていくんですか。既存のもの全部、要るものだけ持っていくというのは、個人情報だけは当然だと思って聞いていたけれども、はい どうぞ。

【特命担当副参事】ですので、中間サーバーに置くのは、今、既存の情報全てではございません。法律で決められている項目というのがございますので、中間サーバーには、個人番号も置きませんし、名前も個人が特定されるものは一切、中間サーバーには置かないことになってございますので、中間サーバーに全ての事務のどの項目を置くのかというのが固まり次第、またご報告をしたいということが先ほどの趣旨だったんですけれども、ちょっとわかりにくくて申し訳ありません。

【会 長】今日は、個人情報のほうの審議会なので、個人情報がどこで扱う、これはそういう事業をしますよという説明はわかりましたけれども、この事業をするために、どういう個人情報を何のためにどういうふうにする、これが全然わからないでいろいろ説明を受けても、個人情報審議会と関係ないんじゃないですか。個人情報がどう使われるのか説明してください。全く意味がないですね。

【区政情報課長】そうですね。こちらの特定個人情報保護評価書につきましては、国の法定様式になってございますので、国が示してございます項目についてその評価をするといったルール上の手順がございまして、このフォーマットで必要事項を埋めさせていただいています。

個人情報の関係でいきますと、皆様の34でご説明させていただいたこの事務が今回、基礎評価として入ってございます。ここに情報の項目として、特定個人情報のファイル内に属する情報項目がそれぞれ列挙されてございまして、これが全体的なファイルの全容です。この中から、

お互いにやりとりする情報は何なのかというのが、今度、中間サーバー、宛名のほうのところに行ってやりとりするといったことが固まり次第、改めてその部分をご説明させていただくと、いった趣旨で担当がご説明させていただきました。

今日は、全体的な個人情報のファイルに属する、特定個人情報のファイルに属する項目が全部列挙するところまでをご了解をいただきまして、基礎項目の評価書、これを国に提出するための手続としてご報告をさせていただく。改めて、中間サーバーを含めましてやりとりの関係につきましては、別途の機会で、こういう情報に絞ってやりとりをしますといったものをまた改めてご説明をさせていただくと、そういうことでございます。

【会長】この評価書は直接、審議の対象になるとかの意味で。だけれども、その大事な意義も意味もなく、また結局、質問ですね、今いいかげんな回答をしていただいてもしょうがないので、私には全然わかっていませんね。これでこんなに分厚いものをもらっても、個人情報の氏名を使うかどうか書いていないんだから、この書類はね。だから、何のことかさっぱりわからないんです、我々の質問に対する関連性は。だから、個人情報というのを、どういう項目をどういうふうにするんだと。今までの既存のファイルと、今度新しくつくられる、団体内統合宛名等システムでもいいんですけども、この中で何かファイルがまたできるんだと思うんですが、それが特定個人情報ファイルという総称かもしれないですけども、そこらをもっと少しわかるように、その特定個人情報ファイルという名前で使える個人情報、それぞれ事業によって違うんじゃないかと思うんですけども、そういうことをやってここへ来ていただかないと、ここでちょっと考えようがないですね。

多分、鍋島委員がおっしゃっているのも、中間サーバーって何、個人情報で何を扱うのという質問だと思うんですよ。詰めて言えばね。それは今ちょっとご説明を受けてもまだ、今の段階では説明できる段階にないようなので、それは区の責任だけでなく、国のほうのまだ統一見解とか指示が来ないからということもあるでしょうから、それはそれではないと思うんですけども、いずれにしろ、もうちょっと個人情報はどう使われるのかを説明していただきたいなと思います。

鍋島委員、はい。

【鍋島委員】今、これざっと見たんですけども、中間サーバーに接続していないのが5件しかないんですね。あと、全部入っているんですね。ここで前、問題になっていたのは、中間サーバーからいろいろな情報が漏れるということが問題になっていたんですね。それでしつこく聞いたので、この中の5件を除いて全部、このお話のときに、この事前としてこの中の5件を

除いて中間サーバーって書いてあるところが、ここのファイル、中間サーバーのファイルに入るかどうかということ、今日じゃなくていいですから、教えてください。

それで終わり。

【会長】今日は、とりあえずこの評価書のことだけご質問とご意見があればお聞きしましょう。

ほかに、ご質問かご意見はございますか。三雲委員。

【三雲委員】幾つか、特定個人情報ファイル名って2番の項目が埋まっていない評価書もあるようなんですけども、これは間違いじゃなくて、それは特定個人情報ファイルを使わないということなんでしょうか。

【会長】はい、どうぞ、ご説明ください。

【特命担当副参事】これについては、ちょっと漏れということで、上のシステムの名称をここに記載をしなければいけないことになっていたんですけども、それが抜けているものがございましたので、それは入れさせていただきます。先ほど説明したように、個人番号を扱うシステムと、それから業務システムと合わせた総称が特定個人情報ファイルになりますので、システムの名称のところに書いてあるものが、2番の特定個人情報ファイルのほうに基本的には入ってこなければいけないというようなことで認識してございますので、申し訳ありませんでした、漏れについては追加をさせていただきたいと思います。

【会長】三雲委員。

【三雲委員】今、私、25ページを見ておまして、システムの名称、介護保険システム、団体内統合宛名等システム、中間サーバーとなっているんですね。そうすると、この2番に入ってくる特定個人情報ファイル名というのは、これは介護保険ファイルとかいうふうになるわけですか。

【会長】はい、ご説明ください。

【特命担当副参事】そうですね、介護保険で使っているファイル名と、それから団体内宛名統合宛名等システムにあります団体名宛名DBというようなものが入ってくるということになります。

【会長】三雲委員。

【三雲委員】例えばもう一つ、61ページを見ますと、母子及び父子福祉金貸付に関する事務というのもありまして、福祉資金管理システム、団体内統合宛名等システム、連携サーバー、連携データベース、中間サーバーというのがシステムの名称で、2番の特定個人情報ファイル名、

ここは母子及び父子福祉資金貸付ファイルとなっていて、システムの名称とファイルの名称というものは必ずしも1対1で対応していないように思われるんですけども、今、空欄になっている部分については本当に何が入るのか、これじゃわからないように思うんですが。

【会 長】説明してください。

【特命担当副参事】申し訳ありません。それについては、確認をして記載をしたものを再度、こちらのほうで作成をしたいというふうに思っております。

【会 長】何を確認するの、もう一度。はい、ご説明ください。

【特命担当副参事】実際にこのシステムで使っているファイルの中身をちょっと確認をさせていただいて、そのファイルとそれから団体内統合宛名等システムの個人番号を管理しているファイルを、その名前をここに記載をするというような修正をさせていただきたいと思っております。

【会 長】いつ頃までにそういったことを。はい。

【特命担当副参事】時期としましては、早急に対応させていただきたいと思えます。

【会 長】わかりました。

三雲委員どうぞ。

【三雲委員】評価の結果はここで報告をいただくということになっていて、今この場に上がっていると思うんですが、この未完成のものを今回見せていただいているわけで、完成したもので報告をまた別途いただけるということでしょうか。

【会 長】はい、ご説明してください。

【特命担当副参事】28年の1月のスタートの前までに、この特定個人情報保護評価については実施をする必要がございますので、評価書については作成のし直しをいたしますけれども、審議会のほうにご報告をするのは事後報告というふうな形になってしまうかとは思いますが、ご報告はさせていただきたいと思えます。

【会 長】はい。

【区政情報課長】修正したものは、郵送で各委員に全てお送りをいたします。その上で、内容につきましてのご質疑については、1月の審議会の際に改めてお受けするといったことでご容赦いただければというふうに思えます。

よろしく願いいたします。

【会 長】どうぞ。はい、林委員。

【林委員】私聞いていたところは、特定個人情報保護委員会というところに出すというときに

は、すべからく各地区の審議会の、要するにこの場合でここですよ。ここのところの矢面に立たせようという形で、必ず審議会を通った形というふうに聞いていたんですよ。それで、今まで国もどこもできなかったこの特定個人情報保護委員会に特別に権限を与えられていて、要するにそれをやっていないところについては基本的には立ち入ってくるんです、ということを知っているんですね。その辺どうなんですかね、会長。

【会長】これは、もともとこういう個人情報ファイルをつくらうと思った担当課がつくってきて、うちはこういうふうにつくりましたよという評価書ですよ、これはね。それをここへ一旦かけて、今度はパブリックコメントかけて、それから第三者の委員会みたいなところへこれを出して、で、意見聞いて、それででき上がってくるんでしょう。

【特命担当副参事】保護評価には種類がございまして、全項目評価については、今の林委員おっしゃったように、つくった素案に対してパブリックコメントをかけて、その後の評価書案について第三者点検をした上で情報公開・個人情報保護審議会に諮るということになっているんですが、基礎項目評価については、基本的に第三者点検は不要ですし、区の実施手順では提出の前に審議会に諮るというような手順になってございますけれども、今回は郵送でかえさせていただきますればということでのお願いでございます。

【会長】要するに、ここでしか検討する人いないんだね、この評価書、それじゃ、ということですよ。じゃ、もうちょっと真面目に、評価書案だからそれなりの根拠というのは要るから。ということなんです。公表というのは、これ、いつ予定されているんですか。

【特命担当副参事】当初の予定ですと、11月中に国のほうに提出をする予定だったんですけども、これについては各システムの改修の時期もございまして、なるべくでしたら今月中に提出はしたいというふうには考えてございました。

【会長】この案件の処理について、ご意見ある方いないですか。

三雲委員。

【三雲委員】今月中に出されるということで、再度この審議会を今月中に開いて出すという手順をとるのは合理的な感じはしないということから、恐らく先に郵送いただいて、その後11月中に提出して、また1月に事後報告というお話だったんだと思うんです。ただ、出す前に、私たちが知らない、しかも見ておかしいと思ってチェックが入らないのはまずいので、なるべく早く出していただきたいというのが一つ。

あと、何が変わったのかがわからないようなものをまた、こういう形で出されると、どこを見ていいかわからず、百数十ページを全部見るというのは気力がなえますので、それが分りや

すい形を出していただけるといいと思います。

【会 長】区政情報課長。

【区政情報課長】三雲委員からもご意見ございましたので、郵送をさせていただいたほかに、ご意見等々をその際にお寄せいただく用紙等々も同封させていただきます。また、メールアドレスも表記をさせていただきます、お気づきの点またご意見ございましたら、それを頂戴しまして、回答を差し上げたい。また、全体をまとめまして各委員全てに配信をさせていただく。こういう手順を踏ませていただきながら、12月中、しかるべき時期に国のほうに提出をさせていただければというふうに考えてございます。

また、その総括については、先ほどお話ししましたとおり1月、改めて具体的にこちらの場での質疑のお時間、別途ご用意させていただきたい、そういうことでご容赦いただければというふうに考えています。

【会 長】これは何か発信する時期があるの。公表というだけのことで、我々が今日のやれることが入るか入らんかちょっとわかりませんが、さっき私が例えば言った情報の項目、そういうようなものが入らないまま公表されるのかと、可能性もあるのかなと思うんですが、公表されることと何かこのことが全て確定することとはどういう関係になるんですか。

はい、ご説明してください。

【特命担当副参事】この保護評価の形式については、これは国のほうで決められている様式になってございますので、この保護評価書については、もうこのままの形式で国に提出をして公表することになってございます。例えば、この中で気になった点等については、先ほど室長がお話ありましたけれども、ご意見いただいて、それについてはこちらのほうで反映をした形で修正をしていきたいというふうには考えているところなんです、個別のその項目をこの中に入れるとかそういったようなことについては、もう決められている様式の中でするので難しいかなというふうには考えているところです。

【会 長】ほかに何か。はい。

【林委員】その点についてですけれども、要は方法論についてで、内容については、もう国の間でもって細かいこと決まっていますね、あとは施行令がどうなるか、逐条解説がどうなのかを今やっていますよね。だから、それにしてもらっていいんですけれども、問題は、要は矢面に、各地区にある、ここがあれなんですけれども、了解をとられたほうがいいと思うんですけれども、審議をちゃんと国に出すとき、要するに、自分も委員会の人たちも初めてで、だから、満を持して待っているわけですよ。初めてできる組織ですから、歴史を覆すんだみたいな形で、

皆さん、これ言っている人いましたから。だから、審議をしないで上がってきたとなると、行政と委員会だけの直の話になっちゃった場合に、何でこれ審議しなかったんだとなったときにまずいで。ということで、私申し上げています。

【会 長】一応、国に提出する評価書として記載項目は決まっているわけですから、その書面として書かれている範囲で議論せざるを得ないというのは。だから、その項目以外のこと、例えば私が言った個人情報の項目というのは、この評価書の問題じゃないとすれば、それを議論しても、国に出す書類と関係ないので、そういうことではあるわけですね。

評価書は評価書で国に出すものなので、それはそれで結論を出すと。ただ、先ほどからあります、まだ個人情報をどう扱うのか、そこのシステム全体が我々に理解されていない、はっきり申し上げて。いや、皆さんもまだかもしれない、いや、国もまだ決めていないのかもしれない部分があるんですね。だから、余り分からない者同士がいろいろ言い合っても全く無駄なことになるので、我々はまだこの団体内統合宛名等システムについては全く理解していないとか、説明を受けていないというぐらいの感覚なので、だから、この内容をやっぱり説明していただく、説明ができる状態になったときに。ステップがあるのかもしれませんが、1回か、3回ぐらいに分かれるのか分かりませんが、もう少し全体のシステムを理解させていただいて、その全体のシステムの中で、個人情報がどういう項目がどういうふうに使われるのか、そういうことがわかるようにしていただかないと、ちょっとこの審議会としては意見の申し上げようがありません。

だから、とりあえずそういう個人情報保護という観点からじゃなくて、評価書、国から決められて求められた評価書の項目が記載されていますねという程度だったら、今日報告だとか、これで了承ということはできるんです。これ、項目が書いていないのがあるけれども、チェックはしていませんけれども、多分、全部書いてあるんですね。どうぞ。

【区政情報課長】漏れが幾つかございますので。

【会 長】あるんですか。それは補充していただいて、当然、当たり前なことだけれども。だから、そういうふうにして形を整えて、これを保留されるなりするのはしようがないかなというやり方でやるか。ただ、我々はこの総括だけでごまかされるんじゃない納得がいないというのが、多分、皆さんの意見なので、個人情報をどう扱うのかです、このやっていることはね。それをもうちょっとはっきりしていただいて、みんな納得いただくようなことで、それをどこかで明らかにしていただいて。ということでとりあえず、評価書だけに限って、あと、先ほど事務局から説明があったように、補充の説明とかあればいただくにしても、そういうこと

を前提で、評価の評価書についてご意見をまとめてみるということはどうでしょうか、そういうやり方で。

報告だというんだから、了承しますとは言っていないですから、どうしましょう。何かほかの方法は。

はい、三雲委員。

【三雲委員】まだ完成された評価をいただいたおりませんので、確定的に了承というようなことはできないんじゃないかと思しますので、とりあえずこういうつくりかけのものをいただいているということと……

【会 長】最もここが不十分だというのは、どういうふうになっていますか。もう一度説明してください。

【三雲委員】幾つかの項目に関して、特定個人情報ファイル名が空欄になっているんですね。それは、結局どういう情報を使うのか、使う項目に関するものなんです、そのファイル名というのは。だから、そこが欠けているということは、何をしたいかというのは事務の書換えに書いてあるんだけど、何を使うのかが書かれていないわけだから、要するに、この評価書としては未完成と言わざる得ないわけですから。

例えば、29ページなどでは、介護保険法に関する地域事業支援事業ってありますけれども、これの2番の特定個人情報ファイル名というところは、これブランクになっているんですね。こういうところが幾つか散見されますので。

【会 長】これは、ほかのファイル名はそれでいいんですか。空欄はだめですけども、書いてありますよね。そういう書き方でいいということ、今。いいんですか。

【三雲委員】書き方については、ちょっとこれを見ただけでは、チェックのしようがないですけども、これはもう庁内でこういうシステムに、要するに③のシステム、名称のシステムに、この2番のファイル名のファイルがあるんですよということは、庁内で確認していただくしかないと思いますけれども、何も書かれていないというのはこれはちょっと困ったことになると思いますので、まず、少なくともそこはやっていただく必要があるかなというふうに思っています。

そういったものを、ちゃんと適宜に出していただいて、私たちが疑問に思ったら、それをもう一度事務局の方のほうに質問を出させていただいて、それがちゃんと返ってきてということが可能なタイミングで完成版というものをいただけるということ。それから、それを受けて、今度、1月に再度事後報告というものを受けて、ちゃんと完成されたものを出されているんだ

ということが確認できれば、そこで了承ということになると思うんですけども、ここでは、そういう仮定の条件つきということにならざるを得ないというふうに私は思う。

【会 長】条件つきといっても、今日の段階で公表するのにここの承認がないとできないんですか。ここで承認がないと。

はい、どうぞ。

【区政情報課長】ご了承いただいてから出すといったルールで、区は運用してございます。ただ、そうしなければならないといった絶対的な規定というのはございません。ただ、そこはここの審議会の皆さんとの信頼関係をきちっと私ども大切にしていまいりたいというふうに考えてございますので、きちっとその部分については、できる得限りの時間的な中で対応させていただきますので、ご意見も伺った上でご了承いただくと。それは、こういう形で一堂に会するというのはなかなかちょっと時間的に難しいので、個別に資料をお送りしてご意見を収集させていただきながら、それに対して回答を申し上げ、ご理解をいただきご了解いただく。これを、それぞれとったのを集約して、各委員と共有していただくといった状況の中で、ご了承といった認定をしていただければ有難いなというふうに考えてございます。

【会 長】1月でもいいということなんですか。結論はそうなりますか。

【区政情報課長】もちろん、最終的な完成版のご説明につきましては、1月に改めて必ずやらせていただきますけれども、12月中には提出をするといった期限がございますので、公表がございまして。

【会 長】国のほうでいくとね。

【区政情報課長】ええ。そこの期限だけは守らせていただきたいといったことでございます。

【会 長】ファイル名のほかに、こういうところを補充説明してほしいという意見はございますか。ファイル名はいいですよ、わかりました。最初難しい話だったけれどもね。

はい。

【林委員】これ、今、室長のほうからお話ありましたけれども、各自に配信されて、一堂に会するのは難しいと言われても、全員の方がノーというわけでもないと思いますから、こういうものをいただいていますということで、せめてやっぱり初めてのあれですから、ぎりぎりまでは審議会は審議に携わったという形に、事務局の皆さんにお任せということではなくて、別にそれがいい悪いではなくて、やっぱり審議会が最後のところのとのつまり、会長みたいに文珠様の知恵もいただかないで出しちゃったというのは、いかに禍根をね、と思います。

【会 長】わかりました。

先ほどから申し上げているように、一応ファイル名は補充していただく、それは当たり前のことですからですね。それは至急やっていただくと。そんなもの、1週間もあればというか、各課から上げてこさせればいいわけですからね。だから、それはできるというふうに思いますので、それは入れて委員に全部送ってもらうということで。

ほかの点については、ちょっと今ここでここがおかしいと気づかないこともあるかもしれない。だから、日程的に、こちらのほうで何日までに、何かをいただくんでしょから、ほかのところも補充される、修正されても構いませんけれども、それをいただいて、我々のほうで会議を開かないで、個別に意見を事務局のほうへ連絡するという方式を仮にして、その場合、日程的にはどうなるんですか。そちらから送ってくる日と、こちらが回答しないといけない日というのは。

はい、区政情報課長。

【区政情報課長】そうしますと、一応12月のしかるべき期限といったことが時限になりますので、おおむね12月20日程度には出していきたい、公表していきたいといった考えでございますから、1週間程度で資料を作成し、皆様にご郵送させていただきます。

あわせて、ご意見をいただく用紙、それからメールアドレス等々もお知らせしますので、メールまたはファクスによるご意見を集めさせていただきます。それを集約させていただきます。それぞれ回答は個別にさせていただきますが、皆さんの質問、全部一覧にさせていただいたものと回答を合わせまして、全てそろえて皆様にお送りするのを11月いっぱいの期間としたというふうに考えてございますので、皆様からのご意見については、11月のちょうど連休の前後あたりまでに頂戴をしたいと、できれば連休前にいただければ、私どもの事務作業としては大変楽になりますので、20日ぐらいかな、カレンダーの。それぐらいの時期で、期限を切らせていただければというふうに考えて。

【会 長】そちらの今の意見は20日。

【区政情報課長】はい。20日の金曜日までに頂戴をしたいと。

【会 長】金曜日まで。そういうことにしまして、それで、これはそういう形で皆さんの意見が届いたそれをもって審議会の意見とするということにしますかね。

一応、今日は承認という形はとらないで、皆さんからの意見は、ない人は一応了承ということにしますよ、そのかわり、意見のある人は何か書面で提出していただいて、それが全体の反対意見ならこれは反対と扱いますけれども、こういうところをちょっと修正してとか質問というのは普通に扱って、反対意見とは扱わないということでもいいですか。そういうやり方でい

いですか。ちょっと会議を設定するのが難しいような状況なので。

じゃ、皆さんの、今日のところはそういうふうにして、それで今申し上げましたように、意見のない人はそのままにしておいていただければ、一応了承と理解するということにしましょうか。意見のある方は届け出ていただいて、その意見の中で反対意見とはっきり書いていただいている人は反対意見として扱って、反対が多ければ当然了承しないということなんです。反対が少なければ了承するという手順で。ちょっと異例ですけれども、こういうのは余りやりたくないんですけれども、今回だけちょっと日程のことがあるようですので。

はい、どうぞ。

【林委員】 その場合、必ず委員会のほうに通るんですかね。ノーというふうには何か来た場合には、この審議会の立場はどうなっちゃうんでしょうかね。質問と何かが、それとももうそれはもうフェーズ合わせみたいな形で。

【会 長】 審議会で意見聞いてやるだけで、審議会の意見と反対の公表をしてもいいわけでしょう。

【林委員】 いやいや、それが向こうの最終的な準備委員会のところでもって、これは新宿区のあれはなというので、そのまま了解ということで、もし何かがついた場合ということになると、そういうことはないですか。

【会 長】 説明してください。

【特命担当副参事】 ご意見があったもので、それを修正等に反映したほうがいいものについては当然反映したいというふうには考えておりますが、もし反対というようなことでご意見をいただきますしても、最終的に区のほうで判断をして、適正な評価書にした上で国のほうには提出していきたいというふうには考えてございますので。

【会 長】 区政情報課長。

【区政情報課長】 林委員からのご質問、多分、きちっとここでこういう場では了承していないのに、国の特定個人情報保護委員会が、ちゃんとやっていないのに大丈夫なのかって差し戻しでもされたら困るでしょうということをご心配なさっていると。一応、基礎項目調査については、所定のフォーマットの中にきちんと合理的な説明が入っていれば通りますので、きちっとその内容を精査させていただいてご提出をさせていただきたいというふうに考えております。

【会 長】 はい、どうぞ。

【林委員】 その場合には、ご意見を出されたこの中のどなたか委員の方には、割愛した旨はこれこれこういう理由でということ、行政が一方的にカットしたわけではないんですよという

あれは必ずなるわけですね。わかりました。

【会 長】はい、山田委員。

【山田委員】そうしますと、この基礎項目評価書、後から出てくる資料40以下の全項目評価、これは全部案がついているんですよ。これ、今提出された資料35の議案については、ちょっと案が取れていますので、これは一つ案をつけて我々、今審議をしたとこういう形にさせていただいてよろしいでしょうか。

【特命担当副参事】はい。

【山田委員】あとは、もう会長が取りまとめたとおりの形で私たちは理解しておりますけれども、この資料自身が案取りになっていますから、基礎項目だけがもう何か認定されたような感じがしますので、これ案漏れというような理解で提出されたという形でよろしいでしょうか。

【特命担当副参事】はい。あくまでもご報告した後に提出というような手順に、区の実施要綱もなっておりますので、今回いろいろ不備がございまして本当に申し訳ありませんでした。至急直しまして皆様のほうにお送りさせていただきたいと思っておりますので、今一度ご確認をいただければというふうに考えてございます。よろしく願いいたします。

【会 長】これは、先ほど申し上げましたように、ここでの採決ではなくて、書面をもって皆さんの意見の取りまとめということにいたします。

よろしゅうございますね。

[「はい」と呼ぶ者あり]

【会 長】それにご協力ください。ということで本件は終了いたします。

さて、これどうしますかね、4時ですけれども。無理ですね。

はい。

【区政情報課長】大変申し訳ございません。今日、何とか⑥まで、ゆりかご応援ギフトまで、何とかお願いができればというふうに考えてございまして。

【会 長】資料36だと、また個人番号でしょう。

いずれにしろ、できるだけご協力ください。それで、時間が来ましたので、どうしても時間が都合できない方はやむを得ないな、帰っていただいてもいいことなんです。

それでは、資料36、「社会保障・税番号制度の導入（個人番号利用開始）に伴う職員情報システムの情報項目の追加について」であります。

それでは、ご説明ください。

【人事課長】それでは、資料36、社会保障・税番号制度の導入（個人番号利用開始）に伴う職

員情報システムの情報項目の追加についてご説明をさせていただきます。

1 ページ目でございますが、条例の根拠は個人情報保護条例第16条第1項本文、電子計算機による個人情報の処理開発、変更該当するため、本審議会に諮問するものでございます。

それでは、資料2 ページ目をお開きいただけますでしょうか。事業の概要でございます。

事業名、担当課及びシステムの目的については、記載のとおりでございます。

対象者につきましては、新宿区職員のうち常勤職員、再任用職員、非常勤職員及び特別職、及びそれらの職員の扶養親族でございます。

事業内容でございます。職員の人事給与、福利厚生事業等を円滑に行うため、平成6年2月に既に本審議会でご承認を得た上で職員情報システムを開発し、稼働してございますが、この度の番号法の施行を受けまして、職員情報システムの記録項目に職員及び扶養親族の個人番号を追加する改修を行うというものでございます。

対象人数等は記載のとおりでございます。

なお、このシステムの運用そのものは職員が直接行ってございますので、先ほど話題になっておりました個人情報ファイルの作成ですとか給与支払報告事務など、個人番号利用自体を業者に委託するといった部分はございません。

次に、3 ページをお開きいただけますでしょうか。職員情報システムの情報項目の追加でございます。

保有課の欄から新規開発・追加・変更の理由の欄までは、これまで説明したことと重複しますので、本日説明を省略いたしまして、新規開発・追加・変更の内容の項をご覧くださいと思います。

次の4 ページをお開きいただけますでしょうか。職員の情報をこのような項目につきまして、記録してございます。今回、これらに法定調書等で必要となります職員本人及び扶養親族の個人番号を項目として追加するものでございます。

具体的な改修内容といたしましては、3 ページにお戻りいただきますが、マイナンバーのデータベースへの追加、システム端末画面への表示及び入力画面の追加、マイナンバーを記載することとなる法定調書類等の出力帳票の様式変更を行うというものでございます。

なお、改修後、実際に職員及び扶養親族の個人番号のデータが追加された後につきましては、人事課職員であっても操作権限がある者以外は個人番号の情報にアクセスすることができないシステムとしてまいります。

次に、開発委託における個人情報保護対策の項をご説明いたします。この情報システムは、

インターネットだけでなく、区のイントラネットなど他のシステムとも完全に切り離された単独のシステムとなっており、厳重な操作権限管理を敷いてまいりますので、システム開発過程におきましても、委託業者が本物の個人番号に触れるというような状況は発生いたしません。また、職員情報システムへの入力も、個人番号の操作権限がある職員のみが1件1件データを入力することとしてございまして、その部分の委託の予定もございませんので、安全管理措置には万全を期しているものと考えてございます。

最後の、新規開発・追加・変更の時期の項でございしますが、本審議会でご承認いただきましたら、ただちに契約して行ってまいりたいと考えております。

以上、雑駁でございしますが説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

【副会長】ご苦労さまでした。

どなたか意見はございますでしょうか。

どうぞ、佐藤委員。

【佐藤委員】1人1人の職員の方が、自分の扶養親族のマイナンバーを聞いて申告するということですね。それで、これは区が事業主となってこういうことをやると思うんですが、民間の場合もそうですけれども、今そういう情報を知られたくないという方も当然いらっしゃるわけで、そういう中で番号を拒否したり、拒否というか自分は言いたくないというのは当然出てくると思うんですけれども、そういう場合の対応というのはどうなるんですか。

【会長】もう一度、意図を。どうぞ続けてください。

【人事課長】ただいまの職員本人あるいは家族の分の提出を拒否した場合はというご趣旨だと思いますが、確かに番号法自体に、拒否することについて何らかの罰則があるというものではございませんが、一方で職員ですので、そういった情報につきましては、基本的には地方公務員法の規定に基づきまして、法令上に定めがあるものについては提出していただきたいということを基本的にはその該当職員に説明をしていく、拒否している職員に説明をしていくということになろうかと思えます。

さらにそれを拒否した場合はどうなるかという部分につきましては、そもそも事務処理において拒否をし続けるということは想定してございませんので、少なくとも28年中はそういった形で職員を説得し続けるということになろうかと思えます。

【会長】佐藤委員。

【佐藤委員】拒否したことによってその人が不利益を被ったりとか何か罰せられるとか、そういうことはないんですよね。

【人事課長】現時点では、職務上の命令を出したことについて拒否をしたということをもって懲戒処分をかけるというような考えは持ってございませんので、基本的にはお願いをします。なお、28年中に協力が得られない場合は、民間事業と同様、その部分について空欄で提出することになるかと思いますが、基本的にはそういった拒否をするという事態そのものを想定した事務処理を考えているものではございません。

【会 長】佐藤委員、どうぞ。

【佐藤委員】そうすると、新宿区が事業主となった場合の今、話なんですけれども、それは要するに民間の、今、例えばマイナンバーについての説明会を2回、事業者向けにやっていますけれども、それと準じた法律上の適用とそういう理解でよろしいんですか。

【会 長】はい、説明を。

【人事課長】番号法から言うところでは、他の民間事業者と全く同様でございます。一方で、地方公務員法の適用を受ける職員であるという部分は留意すべき事項だと考えてございます。

【佐藤委員】わかりました。結構です。

【会 長】ほかにご質問。

はい、林委員。

【林委員】確認だけしたいんですけれども、こここのところで新宿区職員の人事・給与・福利厚生管理とありますけれども、これが使用目的ということで、それからその下のところでは、職員の方、それから常勤、再任用というようなもの書かれていますけれども、要するに従業者は全員を含むわけじゃないですね。この方だけですね。

【人事課長】記載のとおり、それからご指摘のとおりでございますが、特別職の中でも、例えば区議会議員ですとか、本日お集まりいただいております委員の先生方も特別職になるわけでございますが、そういった方はこのシステムでは対応しておりませんので対象になってございません。

【会 長】林委員。

【林委員】私が、申し上げたのは、特別職の方というよりも、むしろ例えば派遣社員だとか、要するに命令指揮系統権の中に入る人というのは全ての従業者とって、今度の法律の個人情報保護法の中では入ってくるんですけれども、ここではこの方だけということですね。

【会 長】ご説明ください。

【人事課長】今、林委員がご指摘いただいたとおりでございますが、例えばアルバイト等これには入ってございません。

【会 長】はい、林委員。

【林委員】これは、職員の皆さんの情報システム記録項目、これだけ多岐にわたっているんですけども、一応これで見るとは、今度新しく法律の中で新設される、要するにこれは聞いてはいけない、載っけてはいけないよと、取得してはいけないよという特例の法律が項目が新しく新設されるわけですけども、どうやらこの中には入っていないと思いますので、いいと思うんですけども、ただこの中に、うがった見方をしちゃうと、給与と同時にそのところの人事考課的なこととかそれも全部ここに、人事、給与、福利厚生管理とありますので、ここは私どもが第三者が言うのも変ですけども、一応、ここも出自だとかいろいろな問題が今までにあったわけですけども、今度このところで、人事面とかがあって人事考課の中にそういうようなことがもし入ってくると思いましたのでね。それは既存のあれなんでしょうね。

以上です。

【会 長】質問には聞かなかったのかもしれないんですけども、何か追加説明のことがあればご説明してください。

【人事課長】恐らく、来年4月の地方公務員法の改正に伴う必要だと思いますが、基本的には新宿区は、もう既にご承認いただいている項目以上のものを追加する予定はございません。

【会 長】林委員。

【林委員】わかりました。

【会 長】ほかにご質問かご意見ございませんか。

それでは、これは業務項目の追加で諮問事項になっておりますが、反対の方がいらっしゃれば今ご意見を聞きますが、そうでなければ賛成ということで、それなりに終了してよろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【会 長】じゃ、賛成多数ということで。はい、以上です。

資料37、「介護予防・日常生活支援総合事業の開始に伴う介護保険システム（ホストシステム）の改修等について」であります。

それでは、ご説明ください。

【介護保険課長】よろしくお願ひいたします。諮問議件でございまして、資料37をご覧くださいませ。お願ひいたします

まず、今後のこの改正の説明をさせていただきたいと思ひます。ご覧いただきまして、こちらの審議会だとかお願ひしている表を見ていただくとあるんでございまして、こちらの右側の

表の3段目、四角で囲まれました文字が赤なのは、新しい介護予防・日常生活支援総合事業と。この赤枠の部分が28年4月からスタートするという今回の案件でございます、1枚おめくりをいただけますでしょうか。

事業の概要でございますが、2点ございまして、1つ目は今回の総合事業が開始するということございまして、現在ございます介護保険のホストシステムですね、現在、介護保険の認定者を載せてございますが、ここにこの新しい総合事業の事業対象者を追加するというものがシステム改修の内容でございます、10種類、要介護状態区分等管理機能から利用者負担軽減処理機能まで10種類、10機能ございまして、こちらに事業対象者を追加するというシステム改修でございます。

それから、2つ目は、現在もやっておりますが、国保連と外部結合を行うということで、具体的にはこの事業対象者の方々のサービス費の審査、支払い等を行うということで、事業者の皆さんのお支払いをするためのものということでございまして、対象者数は約2,400人という想定でございます。

1枚おめくりいただきまして、4ページをご覧くださいませ。

こちらの個人情報保護対策でございますが、委託事業者に改修業務の実施においては個人情報に一切触れさせません。また、新宿区の情報セキュリティポリシーを遵守させるということでございます。で、本審議会に承認いただきましたら、速やかに外部と受託を行う。

それから、5ページでございますが、外部結合の点でございますけれども、相手方は国民健康保険団体連合会ということで、現行つながっておりますが、これと同じ状態で同様の形態でございます。

開始時期は28年5月1日から以降ということで、セキュリティ対策でございますが、下部にございますが、情報交換ファイル、暗号化をいたします。また、ファイアウォールによる侵入阻止を図るということで、現行も行っているとおり万全の対策で行いたいというふうに考えております。6ページ、7ページ、8ページが、今回個人情報ということでございます。よろしくお願いたします。

【会 長】ご質問かご意見ございますか。

はい、どうぞ。

【林委員】5ページの一番下のほうの段落の一番右、ユーザーIDとパスワードというところがちょっとあれだったんですけれども、これは自動的に決まるんですか。

【会 長】介護保険課長、はい。

【介護保険課長】こちらは国民健康保険団体連合会のシステムの保護装置ということでございますので、ユーザーIDまたパスワードというのは、この国保連のほうでセキュリティ対策を行っているところでございます。

【会長】ほかにご質問、ご意見ございますか。

はい、瀬川委員。

【瀬川委員】5ページですけれども、結合形態のところと同様の形態というんですけれども、どこかでご説明されているように、ぜひ確認と、それからそれに対する要防衛リスクというのはどうのように理解しておられるのかですね。やってこられたら、その説明をお願いします。

【会長】はい。

【介護保険課長】5ページの中央部分でございますが、結合の形態ということで、現行どおりということでございますが、光回線を使用した専用パソコンによるデータの送受信という形でやってございまして、ほかのときは、現在、介護保険給付事務で使わせていただいております送受信と同様の形態ということでございまして、その下部分でございますが、事業対象者が今回について使用するパソコン、これは伝送専用と、いわゆる移動系はないということです。データの伝送のみです。

また、(2)ですが、公開情報ファイル、暗号化をしておりますので、万が一の場合でも盗聴、改ざんを防ぐというものになってございます。

さらに、システムについては不正アクセスを防ぐファイアウォールを設けておるということで、三重の防御という形でやってございますので、現行どおり、それが一番安全と掲げてございます。

【会長】ほかにございますか。

はい、三雲委員。

【三雲委員】伝送専用のパソコンの理解についてお伺いしたいんですが、それはこのパソコンの中には交換情報ファイルですね、情報そのものはデータベースしか入っていないくて、交換しようとする情報、その都度そのパソコンに入れて送信するという、そういう手順をとっているんでしょうか。

【会長】ご説明ください。

【介護保険課長】委員ご指摘のとおりです。その場でつくったものを送受信しておるというものでございまして、ほとんどは別なMOというか、機器に入っておりますから。

【会長】ほかにご質問かご意見ございますか。

ないようであります。反対意見の方がいらっしゃらなければ、本件は諮問事項ですので、一応意見、システムの改修と項目の審査というのは両方とも諮問事項ですので、両方の諮問事項について賛成という処理でよろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【会長】では、本件は賛成ということで終了いたします。ご苦労さまでございました。

それでは、次は資料38、「軽自動車検査情報の区市町村への提供に係る本人外収集等について」であります。

それでは、説明をお願いします。

【税務課長】よろしくお願ひいたします。

冒頭に、資料38-2のデータ項目につきまして、委員の皆様、それに関する資料のした後に、11月2日ですね、地方公共団体情報システム機構から、変更がありましたという差しかえの案内がありました。本日、机上に配付させていただきましたので、まず資料の差しかえをお願いしたいと思っております。

中身は、表中21番、同じく49番につきまして、燃費基準達成車コード、平成27年度分基準を平成27年基準に変更したものでございます。よろしくお願ひいたします。

それでは、軽自動車検査情報の区市町村への提供に係る本人外収集等について、初めに事業の内容についてご説明を申し上げます。2ページをご覧ください。

事業名、担当課は、ご覧のとおりでございます。

次に目的でございます。税制改正に伴いまして、平成28年4月以降、初年度検査から13年以上たった古い車ですね、それにつきまして経年車重課、それから環境に配慮した車へのグリーン化特例、すなわち軽課が実施される予定でございます。現在、車種ごとに課税額が決まっておりますけれども、平成28年4月以降は、初年度検査年月、燃料の種類等も見まして重課、軽課の判定をして、軽自動車税を課税いたします。

しかし、区では課税計算に必要な情報をシステム上保有していないため、J-LISは全国軽自動車協会から提供を受けた検査情報をもとに重課、軽課判定情報を作成しました検査情報を入手することで税制改正に対応したものでございます。

対象者は、記載のとおりでございます。

次の事業内容です。まず、現行の軽自動車税の課税資料の入手方法及び事務の概要についてご説明させていただきます。

4輪車及び3輪車の軽自動車税の申告書の受付事務は、これは全軽自協で行っており、区で

は全軽自協から月1回の申告書の送付を受けまして、区の職員が端末から新規登録や抹消等の申告情報を税務システムに区で入力の上、所有者に対し車体ごとに課税計算を行っています。

続いて、平成28年4月から課税資料の入手方法及び事務の概要についてでございます。

全軽自協や所有者から送付されてきました申告書の情報を、税務システムに日々入力する作業は継続いたしますけれども、申告書は各項目が空欄で提出されることが多く、重課及び軽課の判定に必要な情報全て収集することができないため、LGWANに接続したパソコンからJ-LISのポータルサイトにアクセスしまして検査情報を入手し、事務処理を行います。

処理内容につきましては、資料の後ろから3枚目の資料番号38-1を添付してございます。このように、矢印を見ていただければ、ご覧のように区はJ-LISから検査情報を取得しますけれども、区から提供する情報は一切ございません。

次に5ページへお戻りください。LGWAN及びJ-LISにつきましては、記載のとおりでございます。

次に6ページをご覧ください。軽自動車検査情報の本人外収集についてご説明いたします。

保有課及び業務については、記載のとおりでございます。

収集する個人情報項目は、資料38-2に記載のとおりでございます。

収集した個人情報項目の記憶媒体が税務システム、紙媒体、及びインターネット環境等の外部から隔離された端末で行います。

収集の相手方及び収集の目的は、記載のとおりでございます。

本人から直接収集しない理由でございます。重課、軽課に必要な全ての情報を申告書から収集することができない。また、軽自動車税は一旦申告しますと、変更や抹消等に、異動がない限り申告の義務がないため、異動がない対象者について、本人からは改めて申告書を収集することは難しい状況にあります。そのため、区ではJ-LISから検査情報の提供を受けまして、税制改正に直接に対応してまいります。

収集の開始時期は、記載のとおりでございます。

次に7ページをご覧ください。軽自動車検査情報市区町村提供システムの導入に伴う税務システムの改修でございます。

保有課、登録業務というのは、記載のとおりでございます。

記録される情報項目の保有範囲は、新宿区を使用の本拠位置とします、軽自動車の所有者でございます。

現行の項目は資料の38-3、税務システム記録項目のとおりです。

追加する項目でございますが、初年度検査年月、重課及び軽課判定情報で、情報政策課が管理するホストコンピュータに記録します。

新規開発の理由は、記載のとおりでございます。

新規開発の内容でございます。1つ目に、税務システムの記録項目、検査年月、重課及び軽課判定情報を追加し、画面の表示項目を追加します。

2つ目に、検査情報システムで得た検査情報を税務システム登録情報と突合しまして、初年度検査年月、重課及び軽課判定情報の一斉入力をできるようにいたします。

3つ目に、車体ごとに重課及び軽課に該当するかを判定しまして、軽自動車税の課税計算を行えるようにいたします。

開発等を委託する場合における個人情報保護法対策につきましては、記載のとおりで、委託は行いません。

新規開発・追加・変更の時期は記載のとおりでございます。

次に、8ページをご覧ください。

軽自動車検査情報の区市町村への提供に係る外部結合についてです。

保有課から結合する理由までは、記載のとおりでございます。

結合の形態は、L G W A N に接続したパソコンから J - L I S のポータルサイトにアクセスして、検査情報をダウンロードします。

結合の開始時期は、記載のとおりでございます。

情報保護対策としましては、検査情報提供システムは L G W A N に接続したパソコンから利用します。また、検査情報を利用する担当職員を I D、パスワードによる認証をします。

このほか、記載のとおり、検査情報には厳重な管理体制、安全管理を行います。

以上で、軽自動車検査情報の区市町村への提供に係る本人外収集等についての説明を終わります。

【会長】何かご質問かご意見ございますか。

はい、どうぞ、瀬川委員。

【瀬川委員】最後の8ページの保護対策ですが、どこでもうっかりミスとかで個人情報が漏えいしたというのが多々あるわけですから、項目としては、書いておられないと思うんですけども、ここにモニタリングというのが一つどこかにあれば、ちゃんと記録利用を記録して、施錠したところにちゃんとあるとか、パスワードをきちっと管理しているとか、こういうのが多分やっておられると思うんですけども、文面的にはあったほうがより安心するんじゃないか

と。これはどうでしょう。

【会 長】どうぞご説明ください。

【税務課長】おっしゃるとおりでございます。管理につきましては、鍵のかかるところへ管理をしてございますので、わかるように記載をするようにいたします。

【会 長】ほかに、ご質問、ご意見ございますか。

これは、私、ちょっと制度がよくわからないんですけども、ここに書いてある検査情報システムってありますよね。ここで情報を集めるときは、ほかのことに利用目的、例えばこういう課税の関係に使いますよとか、そういうことは本人に説明してあるんですか。

【税務課長】これにつきましては、国とそれから全国軽自動車検査協会とが関与しておりますけれども、本人には周知してございません。本人には周知してございませんけれども、これにつきましては個人情報保護法の23条の4項に規定をしている、その部分を該当させます。

【会 長】何ですか、それは。

【税務課長】個人情報保護法の23条の4項につきましては、本人の同意を得ることによりまして、当該事務の遂行に支障を及ぼす影響があるというものにつきまして本人の同意を得なくていいというような解釈が得られています。そういったことで、そこを引用して軽自動車協会と総務省のほうではやりとりをしているようです。

【会 長】うちだけが利用するんじゃないから、その問題が何だとか今の説明になっているのかなとか思いますけれども。

何かご質問、ご意見がほかにございましたら、どうぞ。

ないようでしたら、これは一応諮問事項3ということなので、全てについて承認ということでよろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【会 長】では、一応承認ということで本件は終了いたします。

もう一件、ご協力ください。資料39までお願いします。

資料39、件名が「ゆりかご応援ギフト配送業務の委託について」であります。

それでは、ご説明ください。

【健康推進課長】それでは、要点に絞ってご説明させていただきます。

まず件名が、ゆりかご応援ギフト配送業務の委託についてでございます。業務委託の報告ということでございます。

次のページをご覧くださいと思います。事務の概要でございますが、事業名、担当課、

目的については記載のとおりでして、対象者につきましては、区に住所を有する、区看護職等の面接を受けた妊産婦ということになります。

事業内容なのですが、今年から区で新規事業として始まりました出産・子育て応援事業、これ何かといいますと、区に妊娠届を出した妊婦、これに看護職が全数面接をする。そしてその面接を受けた方には、子育て応援ギフト、1万円相当の子育て応援の商品券といいたいでしょうか、金券でございますけれども、これを送付するというものでございまして、ゆりかご応援ギフトそのものは、本審議会でご了承を得た後に契約をして、28年1月から開始するという予定でございまして。

この事業の実施に当たりましては、年間3,000人を超す対象者がございまして、ゆりかご応援ギフトの配送を委託するというのと、それからこのギフトというのは金券でございますので、それぞれの事業所で在庫管理をするというのは大変危険が伴うものでございまして、ギフトの在庫管理もあわせて委託するという内容でございます。流星群

配付方法でございますけれども、一月ごとに、前月までに面接を受けた妊婦の氏名、住所などの情報を委託業者に提供し、委託業者からそこに発送するというものでございまして。

対象見込み数につきましては、記載のとおりでございます。

次のページをご覧くださいと思います。

保有課、それから名称、委託先は記載のとおりでございます。委託先につきましては、これから指名業者選定委員会によりまして審議された上、12月までに事業者を決定し次第、次年度以降は随意契約で継続する予定でございます。

それから、次の欄でございますが、事業者の処理する情報項目でございます。記載のとおりですが、カナの氏名、漢字氏名、漢字住所、漢字方書、電話番号という項目でございます。

媒体でございますが、CD-Rで渡す予定です。

委託理由についても、重複しますが、発送業務のほかに在庫管理業務も委託が必要だということやらせていただくということになります。

委託の内容でございますが、これも重複しますが、毎月毎月、面接を受けた妊産婦のカナ氏名、漢字氏名、漢字住所、漢字方書、電話番号をCD-Rにて提供します。それに基づきまして毎月、ギフトを事業者が発送します。発送結果は区に報告されます。この内容につきましては、書面で委託先へ情報提供をする旨の本人同意を得るものでございます。

それから、開始時期ですが、27年12月1日から28年3月31日まで、以降継続とさせていただきます。

委託に当たりまして区が行う情報保護対策でございますが、別紙の特記事項のほかに、記憶媒体の受渡しについては、必ず区職員及び委託先事業者が対面で行うということにさせていただきます。それから、3番でございますけれども、この渡した記憶媒体は、翌月の受渡しの際には区に返還をさせます。それから、記憶媒体にはパスワードを施しますので、利用者の制限をさせていただきます。それから、必要に応じまして区職員が立ち入り調査を行い、管理・保管状況の確認を行います。

それから、事業者に行わせる情報保護対策でございますが、取扱責任者、取扱者をあらかじめ指定した上、情報についてはキャビネットに保管をさせ、取扱責任者が鍵を管理するという形のほか、以下、記載のとおりでございます。

次は、特記事項が記載されているものでございまして、ご覧いただければと思います。

以上、雑駁でございますが、説明を終わらせていただきます。

【会長】何かご質問かご意見ございますでしょうか。

はい、林委員。

【林委員】確認したいんですけれども、3ページの委託の内容のところですけども、「なお」と書いてありますけれども、これが最優先に真っ先にされないといけないと思います。さっきの法23条に抵触してきちゃうと思うんですよね。ですから、別なところにも出たけれども、黙示の同意というのはここら辺にも出てくるんだけれども、恐らくこれは物をプレゼントする形だから、断る人はいないと思うんです。ただ、情報の内容が、妊婦というのも非常に微妙な情報だと思うんですよ。ですから、ここ、区がやるのではなくて第三者がやるわけですから、そこら辺のところ。今度、新しく個人情報保護法になってご存じかもわからないけれども、すごい罰則規定の情報提供罪というあれが新設されますから、そうすると区も両罰規定ですからね、罪になるわけですから、今までなかった法律ができるわけですから。

ですから、ぜひこのところは、「なお」なんてこういうのでなくて、必ず先に同意書を取って利用目的を明確にしてやっておかないと、それでも行政の窓口にあれだけいろいろ苦情が来ているわけじゃないですか。何でこんなのを、どこで知ったんだろうとかね。皆さんご苦労されているわけだから、ぜひお願いします。

以上です。

【会長】気をつけてくださいということですね。

じゃ、三雲委員。

【三雲委員】委託先について未定となっておりますが、12月までに契約の予定ということは、既

に候補が挙がっているんじゃないかと思うんですけども、どういった事業者が上がっているかご存じですか。

【会 長】できれば、ご説明ください。

【健康推進課長】子どもに限った金券というのは商品がございまして、実際のところは今現在把握している事業者は1社でございます。ですので、「子どもギフト」と実際にはそういう名前なんですけれども、指定されているデパート、それからスーパー、衣料品店などで、子育て応援に限り使える商品がございます。そこに委託をする予定でございます。

ただ、指名選定委員会のほうで審議がございまして、そうでなければ別の手段で入札なり何なりということになってくるんですが、そんなような業者です。

【会 長】三雲委員。

【三雲委員】妊婦に関する情報って、これから出産の準備をする、こうニーズがあったりとかするので、ダイレクトメールを送る対象としては非常にいい情報なんですね。なので、この委託先というところが、例えばそういったような商品を扱っていたりとか保育なんかを扱っているところだったりすると、幾ら契約を結んでいて媒体は返してくださいなんて約束していても、どうしてもやっぱり利用するインセンティブが働きやすいということだと思ってしまうんですけども、そのあたりも配慮されて選定はされているんでしょうか。

【会 長】ご説明してください。

【健康推進課長】今、我々が想定している事業者は、付帯事業をやっておりません。また、記載のとおりと言って省略させていただいたんですが、個人情報保護対策の一番下の4番に、配送終了後に、PCの中、確かに消去されているかというのは職員に確認をさせます。もっともコピーされちゃうかどうかというのはあるんですけども、実際には、ほかに流用させないようにはしっかりと保護対策は講じる予定になってございます。

【会 長】よろしいですか。

じゃ、伊藤委員。

【伊藤委員】この電磁的媒体というのがあるんですけども、ここから取り込む話だと思ってしまうんですけども、この取込み先のパソコンというのは業者が所有しているパソコンになるんですか。

【会 長】はい、ご説明ください。

【健康推進課長】業者が所有しているパソコンです。

【会 長】はい、伊藤委員。

【伊藤委員】そのパソコンというのは、例えばネットワークにつながったりとか、何かそういった話とかというのになっていたりするんですか。

【会 長】はい、ご説明してください。

【健康推進課長】まだ事業者は決まっていないますけれども、基本的に言いますと、こういうスタンドアローンでやらせるという仕様にはしたいとは思っています。

【会 長】よろしいですか。

ほかに、ご質問かご意見ございませんか。

ないようでしたら、これは報告事項ということで了承ということでよろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【会 長】じゃ、本件は了承ということで終了いたします。

それでは、今日はこれで終わりと。残りは、継続ということにさせていただきます。

本日の諮問事項と報告事項は一応全て予定のものは終わりました。

事務局から、何かご発言ありますか。

はい。

【区政情報課長】次回は1月18日、年明け18日の午後2時から、第3委員会室で予定してございます。

先ほど宿題が出てございます資料35、それから資料40、41、42、きょうお手元でございますとおおり、全項目評価書も含めまして12月までの一応提出、公表といった段取りになってございますので、資料35につきましても改めて資料をお送りしますが、きょう資料40、41、42につきましては、お手元でございます資料、ご確認をいただきまして、あわせましてご意見も頂戴できれば、その中でご了解を得るといった形の対応と、それから、改めて次回1月18日に詳しい詳細についてはもう一度ご説明をさせていただくということでご了解をいただければと思います。

以上です。

【会 長】それでは、これをもって本日の審議を全て終了いたします。

長時間延長しまして、まことに恐縮です。どうもありがとうございました。

午後 4時35分閉会